

資料

「プロイセン対ライヒ」(七月二〇日事件)

法廷記録(一)

山下 威士

紹介者の序文

——連載の開始にあたって——

本稿は、一九三二年七月二〇日に発生した、いわゆる「パーベン・クーデタ」を扱う。この事件は、保守革命運動のイデオログであった、時のライヒ首相パーベンが、自己のかねてからの主張「新国家」の核心となるべき「中央集権国家建設」を

実現しようとしたことに端を発する。この計画のために、彼は当時なおワイマール連合の勢力が強く、「民主主義のとりで」とも称されたプロイセンに、軍隊をもって介入し、当時のプラン・ラント政府を強制的に罷免した。この事件は、一九四四年のヒトラー暗殺未遂事件と対比して「もうひとつの七月二〇日事件」⁽³⁾と呼ばれるが、後者の著名さに比べれば、ほとんど知られていないと言つてよい。しかし、この事件は、現実には一発の銃弾も飛びはしなかったが、憲法の基本原理である「連邦

「制」を、しかも非民主的な実力でもって踏みじった、まさにクーデタとも言われるべきものであった。この時以後、ドイツ政治のコースは、大きく右の方向へと曲がって行く。往々にして、一九三〇年代以降のドイツ史を、すべてナチスに流し込む形で理解する傾向がある⁽⁴⁾。しかし、私が別のところで論じたように、一九三〇年代初頭においては、いまだその政治のコースは、右するか、左するか決定できないような状態にあった⁽⁵⁾。この「権力真空 Machtvakuum」⁽⁶⁾の状況を決定的に、後のナチスへのコースに向かわせたのこそ、この七月二〇日事件であった。この意味でも、ワイマール史においてこの事件は決定的に重視されねばならない。

しかも、この時に、このプロイセン・ラントの中心であり、というよりもドイツ民主主義の中心と自他ともに認めていた社会民主党首脳部は、かつてのカップ一揆の時のように、全人民に訴えてのゼネストをも含む実力抵抗の路線を採らず、憲法原理・条項の侵犯を理由として、ライヒ政府を国事裁判所に訴えるという方針を採った。このために、この事件は、単にワイマール史研究者にとって重要というに止まらず、同時に法学者に

とつても、特別の意味をもつことになった。

さらには、このライプツヒで開催された国事裁判所の審理には、プロイセン側の代理人として、アメリカに亡命した後に「二〇世紀最大の政治哲学者」と称されるようになるアーノルド・ブレヒトが立ち、その弁護士としてゲオルグ・アンシュツ、バアイエルの弁護士としてハンス・ナヴィアスキー、社会民主党の弁護士としてヘルマン・ヘラー、中央党の弁護士としてハンス・ペーターが立った。これに対して、ライヒ側には、カール・シュミット、エルヴィン・ヤコビ、カール・ヴィルフィンガーらが立つ。さらにこの天下の耳目を集めた裁判について、ハインリッヒ・トリールベル、ハンス・ケルゼン、ヴォルフガング・アーベントロート、オットー・キルヒハイマーらが、それぞれの立場から論陣を張った⁽⁷⁾。このような事件と人々を概観しただけでも、その重要性はもはや自明のことと思われる。

最近この事件は、ドイツにおいても、ワイマールの一九三〇年代初頭への再評価の気運の台頭するにつれて、若い学者の注目を集めることとなり、研究書も出されるようになった⁽⁸⁾。またわが国においても、山口利男教授により、ヘラーを中心とした

がら、この事件が紹介された。⁽⁹⁾

この事件については、法学者として関心をもちながら、何よりも基礎とされるべきは、この一〇月一〇日水曜日午前一〇時三〇分から始まったライプツッヒ国事裁判所の審理でなければならぬ。しかも、幸いなことにこの審理は、社会民主党の党内教育資料として党の速記者によって、ほとんど発言どおりに保存されていた。この極めて小部数ながら、印刷して配付された速記録こそ、この事件について、またそれに参加した法学者たちの理論の具体化としてまず読まれるべきものである。しかし、この速記録は、上記のように極めて小部数しか発行されず、これまで容易に見れるものではなかった。もちろん、ただ部数が少ないというだけではなく、その内容も編集者のプレヒトの言うとおり、資料的に非常に重要であると共に、それ以上に訴訟記録というその性格から実に面白いものである。私が、自分の「七月二〇日事件」研究の発表に先だって、あえてこの速記録の翻訳をここに紹介するのも、以上のような理由からにはかならない。

本稿は、*Preußen contra Reich vor dem Staatsgerichtshof, Sta-*

nogrambericht der Verhandlungen vor dem Staatsgerichtshof in

Leipzig vom 10. bis 14. und vom 17. Oktober 1932. Verlag J. H.

W. Dietz, Berlin, 1933. の全訳である。私は「これを」最初、

一九七五年に、名古屋大学の山口利男教授から拝借したマイクロ・フィルムで読んだ。先生は、これをバイエルンの文書館から御自分で撮影された。後に、原書を手に入れることができ、見ず知らずで、紹介状ひとつ持たない私に、この貴重な資料を心よく御貸し下さったこの時の山口先生の学恩には感謝の言葉もない。また一九七七年には、オーベルマンから、本書の写真複製版が出版された。もちろん、すべて同一の内容である。⁽¹⁰⁾

なお審理の記録であるから、別に章や節に分かれているわけではなく、それを付けることは編集者の言うように困難なところもあるが、読み易さを考えて、訳者による見出しを「」書で適宜挿入する。以下「」や「」書、および、註は、すべて私のつけたものである。原書の改頁は、「55」のような型で示し、そこより同頁が始まることを示す。文中のゴチック部分は、本文で強調されている部分である。なぜ強調なのか、私に

は不明な部分もあるが、そのままコチックとしておく。また口頭の裁判所での審理の記録であることを考えて、訳文はできるだけ日本語として一読して理解できるように心がけた。それにしても法廷の緊迫感や、その面白さをどれだけ表現できたか不安である。またこの審理の「面白さ」からも、是非読者の諸氏には、それ自体当事者の証言として貴重なものではあるが、編集者の序文よりも何よりも、本文をまず読んでいただきたいと思う。

一九八五年 四月一〇日 山下 威士

註

- (1) この運動については、私の「保守革命運動の担い手とその国家観——ワイマール大統領政府の思想的背景についての研究ノート——」埼玉大学紀要(社会科学編)二二巻一九七五・七三―一九九頁、最近のものとしては、U. Hörster-Philips, *Konservative Politik in der Endphase der Weimarer Republik, Die Regierung F. von Papen, Köln, 1982.*
- (2) Vgl. H.-P. Ehm, *Bolwerk Preußen? Preußen-Regierung, Reich-Länder-Problem und Sozialdemokratie 1928-1932.* (Diss. Berlin) 1975.
- (3) J. Bay, andere '20. Juli'-Papens Staatsreich—eine Meilenstein auf dem Wege in die Diktatur. *Die Zeit*, vom 21. Juli 1972.
- (4) その典型は、「以後〔一九三〇年一〇月のプリューニングの緊急命令発布以後〕ドイツでは一つの独裁政府が他のそれと交替したにすぎない」とする A. Rosenberg, *Entstehung und Geschichte der Weimarer Republik*, (hers. von K. Kerstein), Frankfurt/M. 1955, S.479 (吉田輝夫訳・思想社・一九六四・二五四頁)。
- (5) 私の「ワイマール憲法の崩壊過程——特に大統領内閣の国法学的考察を中心に——」『現代憲法の基本問題』早稲田大学出版部・一九七四年。最近の叙述としては、H. Schulze, *Weimar, Deutschland 1917-1933*, Berlin, 1982, S.372ff.
- (6) K. D. Bracher, *Die Auflassung der Weimarer Republik.*

Eine Studie zum Problem des Machtverfalls in der Demokratie, 5 Aufl. 1971, S.465ff. (これは、パーペン・シュライヒャー時代を表現することばである。)

〔編集者の〕序文

(7) この事件についての文献と年表——と言うよりは、日表と言うべきであろうが——は、本稿の最後に掲げる予定である。

(8) 例えは、H. Grund, 'Preussenschlag' und Staatsgerichtshof im Jahre 1932, Baden-Baden, 1976.

(9) 山口利男「国家学の危機とヘルマン・ヘラー——『七月二〇日事件』の裁判過程を中心に——」年報政治学一九七三・危機状況と政治理論・一九七四・一九九一―一九七頁。

(10) 本書の経緯については、私の「求書知人」図書新聞一三九七号一九七七年、また「ひとつの、四冊の本」ほんのこべや〔新潟大学生協〕九号一九八五年。

一九三二年七月二〇日に、ヒンデンブルク・ライヒ大統領は、パーペン・ライヒ政府首相の副署をえて、ライヒ政府の提案にもとづき、ライヒ首相をプロイセン・ラントに対するライヒ・コミッサールに任命した。パーペン・ライヒ政府首相は、この授権された権限にもとづいて、すべてのプロイセン・ラントの閣僚をその地位から罷免した。(この罷免は、まずオットー・ブラウン・プロイセン・ラント首相とゼーベリング・ラント内相について行われ、次いで、ヒルトジイファ・プロイセン・ラント首相代理兼国民福祉相、シュタイガー農林相、シュライヴァ商工相、シュミット法相、グリム文化相、クレッパア財政相の罷免が行われた。)その後、パーペン・ライヒ政府首相は、みずから、プロイセン・ラントの政府運営のすべてを、前エッセン市長ブラハトとその他のコミッサールに委ねた。このようにして、ドイツにおいてライヒの設立以来最大の憲法紛争が発生したのである。

ライヒ政府は、自己の処置の根拠づけのために、ライヒ首相

の新聞発表やラジオ演説において、これらの処置は、プロイセン・ラントにおける状況のために必要となったものであると表明した。これらの発表は、本書の付録に再録しておいた。ライヒ政府は、これらの処置を法的にはライヒ憲法の四八条に根拠づけた。より正確に言えば、その法的根拠として、単に同条の第二項（公の安全と秩序の攪乱）のみではなく、はっきりと第一項（ラント義務違反）をも援用した。したがって、この場合、単に「公の安全と秩序の再建のための独裁的処置」（四八条二）が問題となるだけではなく、同時に「ラントに対するライヒ執行」（四八条二）すなわち、プロイセン・ラントに対するライヒ執行も問題となることとなった。

プロイセン・ラントの大臣たちは、この実行された処置を法的には許されないものと考えた。彼らは、このプロイセン・ラントに対する非難は、事実において何ら根拠のないものである、したがって、ただこれだけの理由からだけでも既にプロイセン・ラントに対するライヒ執行なぞ何ら問題とならないと考えた。さらに彼らの見解によれば、そのことを別にしてもお、この処置の範囲と、そこで採られた手続きとが、ライヒ憲法と

合致しないと考えられた。彼らは、ヒンデンブルグ・ライヒ大統領が憲法を擁護するという原則的な意志を持っていることについて何ら疑いをもっていたわけではなかった。にもかかわらず、彼らは、このライヒ政府の処置に、非常に苛烈になった政治的闘争手段を見ただけではなく、ライヒ憲法の基礎に対する客観的な侵害を見た。そしてまさに、彼らは、このような侵害に対してプロイセン・ラントとライヒ憲法とを守ることを義務づけられていると考えたのである。(S. X) 彼らは、かくして国事裁判所に提訴した。ラント議会内の中央党と社会民主党の会派とが、それに同調した。またバイエルンとバーデンとが、その種の処置の違法性を原則的に確定するために、国事裁判所に提訴した。

一〇月一〇日から一四日までと一七日の口頭審理にもとづいて、国事裁判所は、一九三二年一〇月二五日に、本書の付録に再録しておいたような判決を下した。その判決は、この処置が一部において憲法と合致し、一部において憲法に違反すると述べた。プロイセン・ラントがもつとも重要としていた論点につ

いては、判決は、プロイセン・ラントが正しいとした。その理由は、判決は、ライヒ憲法の四八条一項は適用できない、したがってプロイセン・ラントに対するライヒ執行は違法であると判示したからである。判決の理由づけは、この訴訟において詳細に論じられたような形式的なものに求められたわけではない。すなわち、例えば、ライヒ政府の処置の行われる前にいかなる注意も、最後通牒も、あるいは、それ類似のものが発せられなかったとか、あるいは、いかなる危険も差し迫ってはいなかったというようなことがらに、その理由づけが求められたわけではなかった。判決は、四八条一項の意味での義務をプロイセン・ラントが侵害しているというライヒ政府の非難のすべてが、根拠のないものであるということをはっきりと述べた。ラントの義務の不履行は、存在せず、したがって、ライヒ執行の実質的要件も欠けていると述べた。四八条二項についての議論の中で、判決は、プロイセン・ラント政府の大臣たちの官職の剝奪は違法であるとして、この点でも提訴したプロイセン・ラントを正しいとした。その場合の判決理由は、次のとおりである。官職剝奪は、ライヒ政府によって計画することはできる。

その際には、最終的な官職剝奪すらも計画しうる。しかし、最終的な官職剝奪も、さらにはたとえ暫定的な官職剝奪といえども〔それを実行する〕権限は持たない。さらに判決は、プロイセン・ラント大臣たちをライヒ参事院から排除することを違法とした。ラントの大臣のみがラントの代表者に任命されうるし、訓令を受け取ることができ。したがって、ライヒ・コミッサールは、この代表者を罷免しえないものである。またラント議会やラント参事院に対する権利と義務も、さらにはライヒ議会に対する権能も、あるいは、ライヒや他のラントに対するプロイセン・ラントの代表権限も、ラント大臣たちから剝奪しえないと述べた。最後に国事裁判所は、プロイセン・ラントやその他の原告によって提起された、四八条二項にもとづいて設置されたライヒ・コミッサールはラントの機関ではなく、ラント政府にとって代わりうるものではないという法的見解を支持した。ラントの大臣たちが、そしてこの者のみがラント政府であり、また現在もそうでありつづける。ライヒ大統領は、四八条二項にもとづいて、上記の枠の中でのみ、ただ暫定的に権限をラントから剝奪し、それをただ暫定的にのみ、ライヒ機

関としてのライヒ・コミッサールに委任することができるにすぎない、と。

以上のような議論にもかかわらず、国事裁判所は、ライヒに広い、まさに圧倒的とも言うべきような権限を認めた。裁判所は、ライヒ大統領に、例えば、七月二〇日をめぐる状況のように公の安全と秩序に対する重大な侵害と攪乱のある場合には、大統領が安全と秩序とを再建するために必要と考えるならば、次のような権限をもつことを認めた。すなわち、ライヒ大統領は、政治的な権力を集中するために、ラントから剝奪しうると一般に考えられている権限をすべてラント政府から剝奪する権限を持ち、またその権限をすべて、もちろん暫定的にはあるが、ライヒ・コミッサールに委任する権限をもつ。(S. IX) 裁判所は、このような権限を、既に発生している秩序の攪乱について、当のライヒ自身が責任を負わねばならないような場合について肯定した。プロイセン・ラントは、ライヒ大統領が四八条二項にもとづいて、例えば、すべての執行権を暫定的にライヒ・コミッサールに委任するというように広範な処置を取りうると

いうことについて争わなかった。しかし、上記の国事裁判所によって認められた絶対的な枠の外にも、もっと重大な枠があった。それは、たんなる休暇ではなく、一時的退職の状態にある官吏の配置転換や、ライヒ・コミッサールによる、ラント官吏を、ただコミッサールの権限を実施するためにだけ新たに任命するのではなく、それとは関係なく、永続的に、新たな任命を行うことは、違法であるというものである。しかし、国事裁判所は、そのような処置は、必ずしも憲法によって排除されてはいないと判断した。さらにプロイセン・ラントは、ライヒ・コミッサールは、ライヒ大統領自身と同様に、具体的な場合に、公の安全と秩序の再建のために役立つような処置を行うことしかできないと主張した。これに対し、裁判所は、おそらくはこれまで通説とされてきたものとは対立するような見解を採用した。すなわち、ライヒ・コミッサールへの権限の委任が、たとえそのような明文化された目的を持っていたにしても、ライヒコミッサールは、具体的な場合における自己の権限の執行に際して、そのような枠に拘束されない、と。最後に、国事裁判所は、この命令が發布された時に、実は「その表向きの目的とは」もっと別の

目的が、あらかじめ決定的な影響を与えていたというプロイセン・ラントの主張を、それだけでは、上記の枠内にある処置の違法性を結論として導き出すに充分とはいえないと判断した。

国事裁判所は、ライヒ大統領がこのように広範な権限を完全に適用しなければならないと言っているわけではない。逆に、裁判所は、これらの権限は、一九三二年七月に存在したような状況において、憲法に従って、ライヒ大統領に委任されていると言っているにすぎないのである。そして裁判所は、このような法的基礎づけにもとづいて、政治的に了解しあい、ドイツにおいて普通使われている言い方をすれば、「相互に了解すること」を、関係者に委ねているのである。しかし、その場合にしても、裁判所は、繰り返し、あくまで暫定的な処置のみが問題となると強調している。

この序文は、判決を詳細に語ることを目的としているわけでもないし、また事実や法的関係をくわしく語ることを目的としているわけでもない。そのようなことは、この裁判で争われたいずれの点についても当事者となることのない、この裁判に無

関係な人によってはおそくなしえないところであろう。ましてやそれ以上に、この訴訟の当事者は不偏不党の人とは考えられないことから、このような無関係の人々より以上にそのようなことをなしうるわけではないであろう。したがってさまざま

の政党の代表者による叙述をつみかさねることが必要であろう。それこそが、最善であり、もっとも非党派的なやり方というものである。口頭の審理と判決の重要性について二・三の一般的注意を与えれば、ここでは充分であろう。(S. XIII)

ドイツのライヒ憲法が、本件のような場合に、国事裁判所の招集を求めていたという事実が、一九三二年七月二〇日に、ドイツを内乱から守った。国事裁判所は、たしかに双方の側から強く非難された。しかし、正しい法を発見したいという真面目な意志にもとづいて、裁判所が判決を下したという事実が、ドイツの憲法生活におけるその後の展開にとって決定的な重強性をもった。もし、この時に、国事裁判所が、そもそも判決を拒否したり、あるいは、権利を追求する当事者のこのような請求に対していかなる法的保護をも拒否していたならば、将来において、似たような状況が生じた時に、実力を用いてのやりとり

を阻止することが非常に困難となつたであろう。このことだけから見て、国事裁判所におけるこの六日間の審理は、非常に重要な意義をもつということが理解されよう。

さらにそれ以上に、この審理のもつ歴史的・政治的重要性は、次の点にある。すなわち、この審理が、ドイツの戦後史における非常に緊張していた時期に行われたということにより、すなわち、いまだなおはっきりと方向づけがされずからみあつてゐるさまざまな発展方向の混在する時期に行われたということにより、非常に啓発的な面を明らかにすることとなつた点にある。ワイマール憲法の民主主義と法治国家的基礎づけをめぐる争いは、複数政党国家と権威的国家とについての原理的な論争と交差する。国家の政治へ国民全体が積極的に参加することをめぐる争いは、ただちに一方では、マルクス主義と社会民主党を排除しようとする動きと交差し、他方では、国民社会主義の運動の本質とその意義とをめぐる争いと交差する。合法性と非合法性とをめぐる争い、すなわち、法治国家と権力国家とをめぐる争いは、現行法やその法の解釈方法についてのさまざまな観点と関係しあうだけではなく、さらには、そもそも政治的問

題に対して裁判所が法判断を行うことについての原則的な批判とも関係しよう。これらの背景には、ライヒ改革という大問題が、すなわち、ライヒとプロイセン・ラントとの二元論を除去したいという願望がある。この審理において、意見を分かつたのは、決してライヒ改革の必要性ではなかつた。ライヒ改革の必要性は、すべての論争を通じて明確に強調されていた。人々の意見を分けたのは、そうではなく、おそらくはそのライヒ改革を如何にうまく行うかという方法の問題であつた。

このようなさまざまの枠において、最終的にはライヒ憲法の四八条の規定の意味をめぐる、まさに法的な検討が、法史的・比較法的な概観を伴いながらなされた。その議論は、国事裁判所の判決において取り扱われた論点をはるかにこえて行われた。例えば、国事裁判所は、プロイセン・ラントが義務違反をしたかどうかだけを論じようとしたにすぎない。しかし、この審理は、ある種の義務違反がある場合、あらかじめ聴聞が必要であるかどうかとか、現在のような条件の下で、四八条一項は、どのような権限を認めるものかというようなことについても、詳細に論じられた。まさにそのような方に一も起きることはな

いと思われような問題について、とりわけ詳細に、部分的にはそのために審理が遅れて状況が危険になるにもかかわらず情熱を込めてなされた。このために、この審理は、国法学にとつて非常に豊富な素材を提供してくれるものとなったのである。

(S. XIII)

このようなこの審理の歴史的にも、政治的にも、国法的にも非常に重要であるということに鑑みて、その正確な姿を、現代と後世とに伝えることが望ましい。

審理が終わった時には、このような願望は実現されえないように思われた。国事裁判所長官とふたつの主要当事者との予備交渉においては、交替で審理を記録するために、数人のライヒ議会の速記者がライヒ政府によって派遣されるという考えが議論された。しかし、ライヒ政府は、この考えを費用を節約するためという理由で採用しなかった。ライヒ裁判所のタイピストや、私的な、すなわち、社会民主党の指導部によって派遣された、たったひとりの速記者では、完全な記録を採ることはまったく期待できなかった。ところが、後になって、本書の速記者であるベルリンのハンス・ブレンゲル氏が、この六日間にわた

る審理を、一語々完全に記録し、さらにそれをできるかぎり遺漏のないものとされていた。このように実に驚嘆すべき努力の結果として、人間の努力の及ぶ限り実に正確な、審理の再現がおこなわれ、上記の願望もここに実現されることとなったのである。

この速記録の所有者である社会民主党の指導部は、編集に関わる仕事を「H. W. デイツ社に委任した。同社は、私に本書への序文を書くように求めて来た。私は、この速記録の価値を確信していた。そこで、この速記録をすべての政党のすべての発言者に、それぞれ自分の発言箇所について、通常の原則にもとづいて校閲することのできるように提供すること、および、本書の非党派性と正確さとを厳格に維持するために、全体として膨大な量になるにもかかわらず、編集に際して如何なる箇所も省略しないことという条件をつけて、本書に協力することにした。同社は、この点について了承してくれた。

プロイセン・ラントとそのふたつの党派の代表者、さらに

バイエルンとバーデンとの代表者は、この速記録のそれぞれの部分をみずから校閲された。すなわち、アンシュッツ、ギーゼ、ペーターズ、ヘラー、ナヴィアスキーの教授たち、ヴァード局長とフェヒト局長、ヴァルツ中級事務官と私などである。

バイエルンのヤーン局長も、同じことを自己の部分について行った。ただ、彼が、不幸にも世を去つたために、その作業は最初の部分についてしか行われなかった。双方の当事者からも、裁判官からも非常な共感を獲得できたこの人を失つたことは、訴訟関係者のすべての痛惜するところである。彼の落ち着いた、説得力のある議論や、その真面目さ、そのユーモアは、われわれにとつて忘れ難いものとしていつまでも残り続けるであろう。彼の、ライオンに変化することのできなかつたワシの喩え(S199)などは、しばしば引用された。彼の速記録の校閲は、この裁判にも参加したバイエルンの初級事務官のマウンツ私講師によつて完成された。(S197)

局長ゴットハイマア氏は、彼の上司であるフラアイヘル・ゲール大臣の了解の下に、提供された校閲を一切しなかつた。

シュミット、ビルフィンガー、ヤコビ氏らの大学教授たちは、ゴットハイマア局長とは別に、彼ら自身もこの校閲を無視しなければならぬと信じたようである。出版社がこのことを報告してきたので、私は、学問のために、ライヒ内務省の代理人であるゴットハイマア氏が態度を変えよう働きかけてみた。もし彼が協力してくれば、私の代わりに本書の序文を書くことを国事裁判所のだれか、あるいは、私と反対陣営の人に委ねてもよいと申し出た。それにもかかわらず、彼はその態度を変えなかつた。彼は、出版社を専門のものに換えることを求めた。

しかし、私は、自分が原稿を持っているわけではなかつたので、この提案を承諾することができなかつた。また出版社も、既にかんりの出版のための費用を支出していたために、この提案を承諾することはできなかつた。ライヒ内務省も、この校閲を拒否した理由と、本書の内容とは無関係である。すなわち、このように彼らの校閲がえられなかつたということにより本書に本質的な欠陥が生じたというわけではない。なぜなら、この速記録は議論を正確に再現しており、ライヒ政府の代理人たちも

充分明確に自己の意見を主張しているからである。とりわけ、かのゴットハイマア氏の議論は、すべての速記者たちが保証しているように極めて明確であり、しかも文法的にも完全なものであるために、たとえ校閲を行ったとしてもほとんど文体上の手入れを必要としないだろうと思われるほどであった。それに比べれば、三人の教授たちの議論は、口頭の議論の場合には普通見られるように、あちこちにおいて適宜挿入されたものをいくらか整理し、適当に句読点を付けることにした方がより明確になったであろう。しかし、もちろんこれらのことをしなくともその議論は、十分に理解可能であり、また臨場感溢れるものである。

訴訟材料を完全に、遺漏なく編集するためには、口頭審理の速記録や国事裁判所の判決の他に、さらに一九三二年七月二〇日から同年の九月の終わりにかけて、当事者によって交わされた文書を取録する必要があるかも知れない。しかし、これらの材料については、なお後に適当な範囲内で編集される可能性もあろう。本書の付録に収められた判決理由の第一部が、この文書の交換について簡単な概観を与えてくれるし、またこれらの

内容は、口頭の審理の中で、形こそ異なるにせよ、ほとんど繰り返されていくから、とりあえずは本書で充分であろう。なお補充的には、一九三二年一月七日に、プロイセン・ラント首相がプロイセン・ラント議会に提出した「一九三二年七月二〇日の経過とドイツ・ライヒに対するプロイセン自由国家の憲法紛争についての覚え書」(印刷文書二二〇三号)、および、プロイセン・ラント参事院に提出した同文書(印刷番号・三二二—三二三号)を参照されたい。

審理を客観的に理解するためには、付録に収録された一九三二年一〇月二五日の判決理由の第一部をまず読むのが適當であろう。(S)(VX)そこには、既に述べたように構成要件とさまざまの法についての見方とがまとめて言及されている。そこには、**提訴の理由**、とりわけ、A、B、Cという表題でしめされているプロイセン・ラントの申し出の理由も見られる。

理解を容易にするために、さらに付録として、一九三二年七月二〇日のライヒ大統領令、ライヒ憲法四八条と、それに対応する旧憲法の一九条と六八条の文言、および、重要な文書の文

言を再録しておく。

口頭審理の構成について次のことを注意しておく。すなわち、国事裁判所長官は、当初は審理を手続きの問題から始め、その後で初めて四八条のふたつの条文についての純粋な法的議論に入るつもりであった。そうして最後になってようやく、提出された文書を補完する必要がある限りで、事実についての議論を行うつもりであった。審理の始まるわずか二日前に、長官は、当事者たちに対し、この計画を変更すると伝えてきた。その理由は、提出された文書が、それ以後において増大し、とりわけ、プロイセン・ラントの義務違反という主張を明確に却下することを求めるプロイセン・ラントの申し出のC項によって、事実関係に広範に立ち入ることが不可避となったというものである。このような状況の下で、長官は、事実関係が法的な議論を行っている時に、ばらばらと、前後も考えずに、しかもくりかえしくりかえし同じことが挿入されてくるのを避けるために、事実についての議論をまず最初に行う方がよいと考えられた。同じような理由から、長官は、手続き問題を終りになって初め

て取り上げるのがよいと判断された。その理由は、この場合にも、問題そのものについての事実的な、あるいは、法的なこまかなことをあらかじめ理解しておくことが不可避であると考えられたからである。このようなやり方で、審理が始められた。

このようにして、審理は、それ自体重要な開始時の説明（本書の第一章）があった後、ただちに事実経過およびその一般的结果の説明（第二章および第三章）に入った。その後、ライヒの連邦国家的構造についての一般的議論（第四章）があり、さらに四八条一項についての法的議論（第五章および第六章）、四八条第二項についての法的議論（第七章および第八章）が、それぞれの要件と権限とについて展開される。特別の部分なすのは、裁判官の審査権の範囲と、いわゆる相対的限界についての議論（第九章）である。それらの後に、総括（第一〇章）があり、手続き的的要件についての議論（第十一章）が結びをなしている。

ここに印刷された審理報告も、この審理を導くおおまかな論

点に従って配列されている。もつと細かい分類をしたいという試みは、すべて失敗した。それというのも、発言者が、絶えずさまざまな個別の問題にあちこちと触れるばかりではなく、ひとりの発言者が、審理の状況におうじて、尋ねられたり、答えたりするたびに、しばしば、同時に、異なった問題に対して意見を表明することがあるためである。またこのおおまかな章のテーマも、必ずしも常に正しいとは限らない。(S. XVII) 時として、別の法的問題に立ち入ったり、法的な議論に際して事実上の問題に立ち入るといふことがしばしばある。とりわけ、「プロイセン・ラント議会の」議院規則の議論に際して、さまざまな分野の問題が議論された。ほとんど毎日のように、昨日議論されたテーマが、いずれかの側からむしろかえされた。それにもかかわらず、審理を指揮した人のつけたこのおおまかな分類は、この報告にとつても非常に有益なものである。

最後に本書の表題について、一言したい。われわれ、プロイセン・ラントの側においてこの訴訟に携わった者にとつて、いかなる瞬間においても、この法的紛争という訴訟的な外見をも

つこの事件が、あるいは人々にそのような印象を与えるかも知れないにしても、ライヒに對する戦いを意圖したことはまったくなかつた。われわれもまた、ライヒの形成のために、違つてから努力していたのである。われわれは、ライヒとライヒ憲法のために戦いたいと思つてゐた。このためにも、私は、この本について、もともと提案されてゐた表題「プロイセン対ライヒ」を変更するように出版社に申し入れた。プロイセン・ラントが、ライヒに對立する訴訟当事者であつたといふことは、この訴訟に關してはほんの一瞬のことにはすぎない。しかし、例えば、「国事裁判所におけるプロイセン・ラントとライヒ」といふような表題で表現することの出来ることから、すなわち、プロイセン・ラント——ライヒ問題が国事裁判所において展開されたといふことは、この訴訟と本書が現在という枠をはるかに越えてもつ重要性を表現できるであらう。

ベルリン、一九三二年二月　アーノルド・ブレヒト

〔出版社の〕序文

本書は、社会民主党指導部が、ライプツッヒの国事裁判所におけるプロイセン・ラントとライヒとの紛争についての審理をことばどおり記録するために、速記者ハンス・ブレンゲル氏（ベルリン）を〔国事裁判所所在地のライプツッヒへ〕派遣することにしたという、いささかの偶然的な事情にその成立の契機をもつ。もともと、この記録は、ただ保存のためにのみ意図されていた。しかし、この訴訟が一般に見出した大きな関心のために、何人かの政治家、公務員、法律家などにより、この審理について短い新聞報道では充分ではなく、もっと詳しく、ことばどおりに読みたいという希望が出された。

そこで、下記の出版社が、この審理記録を本の形に編集することを委任された。

この訴訟のすべての当事者に、それぞれの発言について、原稿を校閲するように求められた。もちろん、普通そうであるように、文体上の補正のみであり、実質的な改変は、行われてい

ない。もつとも、いくつかの短い答弁や反対抗弁は、それが内容に大して重要性をもたない場合には、とりたてて校閲のために提出されることはなかった。このような校閲機会の提供を、訴訟参加者の大部分が利用された。

局長ブレヒト博士が、序文を書いて下さった。われわれは、彼、および、本書の成立にその御力を貸して下さったすべての方々に、心からなる感謝を捧げる。われわれは、本書によって、政治的・法的に関心を持たれるすべての方々には有益な原資料を提供できることを嬉しく思う。

ベルリン、一九三二年二月 U. H. W. デイーツ出版社

なお局長ブレヒト博士がその序文の終りに述べられている、本書の表題を変更して欲しいという希望は、技術的な理由から、出版社としては受入れることができなかった。

審理第一日

一九三二年一〇月一〇日 月曜日

午前一〇時三〇分

第一章 開始時の説明

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…⁽¹⁾〈訴訟対象〉⁽²⁾ドイツ国事裁判所の審理をここに開始いたします。併合審理⁽³⁾に委ねられた訴訟対象は、次のとおりです。

一、プロイセン自由国家は、プロイセン・ラント政府を代理人として、プロイセン・ラント議会の中央党派は、その指導部を代理人として、プロイセン・ラント議会の社会民主党会派は、その指導部を代理人として、ライヒ政府を代理人とするドイツ・ライヒに対して、

二、プロイセン・ラント首相オットー・ブラウン博士とプロイセン・ラント内相カール・ゼーベリング博士、並びに、ヒルトジッファ氏、シュタイガー氏、シュライヴァ博士、シュミット

博士、グリム氏、クレッパア氏のプロイセン・ラント各大臣は、まず第一次的にはライヒ政府を代理人とするドイツ・ライヒに対して、および、第二次的には、プロイセン・ラントに対するコミッサールとしてのライヒ首相に対して、

三、バイエルン・ラントは、バイエルンの全ての大臣を代理人として、ライヒ政府を代理人とするドイツ・ライヒに対して、

四、バーデン・ラントは、バーデン・ラント政府を代理人として、ライヒ政府を代理人とするドイツ・ライヒに対して、プロイセン・ラントに対するライヒ・コミッサールの設置を憲法違反として争う。

〈代理人〉次に代理人として、プロイセン・ラントおよび同時にこれまでのプロイセン・ラントの大臣のために、局長プレヒト博士、同ヴァード博士、大学教授ギーゼ氏およびアンシュツ氏。中央党派のために、教授ベーターズ博士。社会民主党会派のために、教授ヘラー博士。バイエルン・ラントのために、局長ヤーン氏および教授ナヴァイスキー氏、初級事務官・私講師マウンツ博士。バーデンのために、局長フェヒト博士お

よび中級事務官ヴァルツ氏。

ドイツ・ライヒ、および、私の推測いたしますところ、同時にプロイセン・ラントに対するライヒ・コミッサールとしてのライヒ首相のために（ライヒ弁護人の側から異議あり）、弁護人として、局長ゴットハイマア氏および同ホッホ博士、教授シュミット博士、ヤコビ博士、ビルフィンガー博士。(S4)

以上、私は、すべての方々を呼び挙げたと思います。それでも、まず最初に局長ゴットハイマア氏にお尋ねしたいのですが、私を見る限りでは、今日プロイセン・ラントに対するライヒ・コミッサールとしてのライヒ首相がだれによっても代理されていないようですが、そのことについて答えて下さい。

ゴットハイマア局長：ライヒ首相は、プロイセン・ラントに対するライヒ・コミッサールという資格においては代理されてはいません。私は、この関連については、国事裁判所における九月二〇日のわれわれの文書の最後の箇所、一九一三二頁を援用したいと思います。

局長ブレヒト博士：われわれは、ライヒ首相の代理人なしに議論することを提案されていることになりましたね。

註

- (1) 国事裁判所 Staatsgerichtshof とは、ワイマール憲法一〇八条にもとづく制度である。わが国においては、従来「憲法裁判所」とも訳されている。その審理対象は、国事裁判所法（一九二二年七月一九日制定、RGBL. S.905; 同補充法、一九二二年九月二〇日制定、RGBL. S.1535）の一九条によれば、①各ラント内に、それを処理する機関の存在しない場合に、各ラント内の憲法争議 Verfassungstreitigkeit を処理する。②各ラント相互間の非私法的争議 Streitigkeit nicht privatrechtlicher Art (G. Anschutz, *Verfassung*, 14Aufl. 1932, S.172, 44) 簡単に「公法上の争議」と言っている）を処理する。③連邦対ラント間の非私法的争議を処理する。④ライヒ議會の提訴にかかわる、大統領、ライヒ首相、ライヒ大臣の憲法違反の行為について審査を行う。Vgl. W. Wehler, *Der Staatsgerichtshof für das Deutsche Reich, Die politische Rolle der Verfassungsgerichtsbarkeit in der Zeit der*

Weimarer Republik. (Diss. Bonn), 1979 ; 簡単には、E. Friesenhahn, Die Staatsgerichtsbarkeit, G. Anschutz/R. Thoma, HdBStR. Bd.2, 1932, S.523ff.

わが国の紹介としては、林田和博「ドイツ国国争裁判所論」法政研究三巻一号一九三〇年、杉村章三郎「憲法裁判所のドイツに於ける成績と憲法裁判所の将来」国家学会雑誌四七巻二二号一九三三年、最近のものとしては、畑尻剛「ワイマール憲法下の裁判官の審査権」城西経済学会誌二〇巻二号一九八四年、城西人文研究二二号一九八五年。

(2) この時の国事裁判所は、同法一八条、三一条にもとづいて、次の七名により構成された。ライヒ最高裁判所長官 Bunke、ライヒ最高裁判所部長 Triebel、同 Schmitz、同 Schwalb (同年一月に退官)、この事件について、当時の裁判官の評議を公開した)、ベルリン・ラント裁判所長 Müller (プロイセン)、ミュンヘン・ラント裁判所長 Gumbel (バイエルン)、ドレスデン・ラント裁判所長 Striegler (ザクセン)。

(3) この併合審理は、ZPO.147条、StPO.237条にもとづきものである。この訴訟要件については、本審理の最後で詳しく扱われる。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士…へ一般的注意、この問題について、国事裁判所は、なお決定しなければなりません。

私は、まず最初に聴衆の皆様は、どんなやり方にせよ、できるかぎりこの審理を邪魔しないでいただきたいとお願ひします。このホールは、きわめて音響効果が悪く、聴衆の皆様方におけるほんのちよとしたざわめきすらも、国事裁判所のわれわれや、各代理人の方々、並びに、報道関係の方々にとって重要と思われる出来事について注意をむけることが著しく困難となりますので、このお願いが皆様方にお聞きいられれば、非常にうれしく思います。

さてまず報告者にその報告をさせます。

報告者・ライヒ最高裁判所裁判官シュニッツ博士…(文書にもとづいて報告が行われた。この報告は、本書においては省略する。その代わりに、本書の付録に収録された一九三二年一〇

月二五日の判決理由の第一部を参照されたい。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士：私は、次のことを述べておく必要があると思います。まず私は、一言で言えば、この訴訟対象のこれまでの展開について述べておく必要があると思うのです。私は、このことを、一部の報道機関によって国事裁判所に対してなされている非難のために行おうとするわけではありません。すなわち、その非難とは、国事裁判所は、審理を遅らせようとしている、いやもつとあからさまに申しあげれば、意図的に長引かせようとしているというものです。われわれは、仮処分執行を求める訴が提出されたその日以来、あらゆる力を傾注してこの審理を促進し、その終結を見たいと、考えうる限りの努力をしてきたことを充分に知っています。私は、このことからのプロセスをすべてよく知った上で、次のような確信を持っているということをお願いしたいと思います。すなわち、関係者の誰ひとりとして、この審理を阻止するようなことを行おうとはしなかったし、それどころか逆に、あらゆる人々が、最大の力と最大のスピードをもって働いたと信じております。事件を遅滞させたのは、事件のもつ困難さのためであり、その

困難さとは、人々がこれまで出会ったこともないような種類のものであり、その困難さと、その事件の範囲の広さが遅滞の原因であります。私は、とりわけ、ライヒの側において、早くから、またたびたび、繰り返して事件をできるかぎりスピード・アップして欲しいという要望が出されたことを明らかにしておきたいと思います。また最後に、このことがらについての文書の交換は、九月二日に終了したことを申しあげておきます。九月二八日に期間が決められました。そのために私は、この件を裁判官会議に委ねました。私は、そのための釈明が必要であるとは思いません。(5)

〈事務的手続き〉さてそれでは、次に事務的な処理の問題に入りたいと思います。当国事裁判所は、何時審理が終わるかということについての実に早まった報道とはまったく関係がありません。また同じように、この審理がいつまで続くかということについての報道とも関係がありません。私個人として申しあげれば、この審理が三日かかり、その後の協議に二日かかるといふような仮定を支持することは一切できません。(大笑い)私は、当然のことながら、この審理が当事者の方々自身に大き

く決定的に左右される度合が強まれば強まるほど、ますます予見しがたく、また予想もできなくなると思います。まったく自明のことですが、私は、関係者の方々が、この問題について、御自分の見解を徹底的に明確に表明なさるのを拒否するということはしないつもりです。私は、国事裁判所においては、常に次のようにするよう配慮することに努力してきましたし、また今回もそうするつもりであります。すなわち、文書において主張されたことがらはすべて、報告書や裁判官だけではなく、さまざまなやり方でこの審理に関係していられるすべてのの方々にも、お知らせし、そのことにより、文書において表現されていることがらを広範に援用することができるようにします。しかし、同時に私は、だからといって次のことを見落とすつもりもありません。すなわち、当然のことですが、本件のように一般の注目を強く集めている訴訟対象においては、当事者は、自分の見解を、一般に知られていない文書を援用するというようなやり方で当法廷において表現するだけではなく、自分の見解を口頭で当法廷において表明し、そのことによつて一般に知らせたいという御希望をおもちのことも見すごすつもりもありません。

ただその場合について、ひとつのことだけは申しあげておきます。すなわち、国事裁判所の任務は、発生したことがら、あるいは、当法廷において論じられていることがらが、はたして政治的に目的にふさわしいものであったかどうか、政治的に益にたつたかどうかとかいうことを審査したり、決定したりすることにはありません。国事裁判所は、発生したことがらが、憲法の枠内にあると考えられるかどうかについて決定を下すものです。われわれの審理は、このような観点からのみ行われます。私は、代理人の皆様は、是非われわれのこのような審理の目的を明確に御理解下さるようお願いいたします。もちろん、この審理に際して、政治的状況や政治的作用についての、ある種の価値判断、ある種の見解が審理の中に現れることは避けることはできないでしょう。しかし、それにしても、われわれに対して語られることがらは、われわれからする限り、そのことがらが、この問題について、合法性・合憲法性にどこまでかわるかということだけなのです。さて、多くの代理人の方々が、それぞれのように任務を分担されるのかということや、どのようにして繰り返しを避ける

かということについては、私は皆様にお任せしたいと思います。ただ、とりわけ私としては、大学教授の方々に次のことだけは申しあげておきたいと思えます。すなわち、皆様方は専門知識をおもちの助言者としてここにいらつしゃるということ、また皆様方が、完全な学問の自由をおもちのことも、私は充分に存じあげております。しかし、この四八条についての問題は、文献においても、またとりわけ最近特に詳しく取り扱われております。したがって、この問題は、国事裁判所にとつても、またその構成員にとつても充分よく知られているという前提をおとり下さるようお願いいたします。

さてそれでは、次に、以下の日程の配分の問題に入りたいと思えます。私は、われわれのすべてのエネルギーを最後まで持続させ、裁判官が、この審理の終わった後の合議において、完全に疲れきつているというような状態になつていないようにしたいと思えます。したがって、私は、われわれの審理の日々をまったく分かりきつた手続きで、余計なものまで詰め込まないようにしたいと思います。(S) そこで私は、普通の場合、正午の前後に二時間から二時間半の休憩をとりたいと思えます。

その際には、私のその他の仕事も当然行われないうことも考えておいていただきたいと思えます。

〈訴訟手続き問題の後回し〉さてわれわれが、本訴訟をどのように分類したいと考えているかという問題に進みましょう。この点については、通常訴訟要件の問題とされているようなことがらが、かなり重要な役割を占めます。すなわち、われわれの審理のために提出されているこの訴訟のそれぞれの部分について、どこまで当事者の資格が、すなわち、当事者能力が認められるべきかという問題であります。いいかえれば、われわれの審理にもたらされている訴訟について、どこまで当事者が関与しうるかという問題、すなわち、原告適格の問題であります。さらに本件においては、これに付け加えて被告適格の問題があります。さらにバイエルンとバーテンと、ライヒとによって争われていることがらが、ライヒ憲法一九九条の意味での憲法紛争にあたるか否かという問題があります。つまり、これらの問題が、はたして主要テーマにまったく関係のない問題ではないのかという問題もあります。さらには、提訴の文言がその目的に相応しいようにあちこちと修正されるべきかという問題も

ありましょう。——私としては、これらの問題をすべてとりあえず脇に置いておいて、それらを最後のところで扱いたいと思っております。これらの問題が重要なことは間違いありません。しかし、大まかに見ても、これらの問題が、われわれの取り扱うべき主要テーマと同じように重要とは言えないと私は思います。また私としては、主要テーマをよりよく取り扱うためにも、このような問題にかかりわずらうことにより時間と労力とを不必要に浪費したくないのです。もちろん、そうは言っても、この種の問題についての議論が主要テーマを扱っている時にも常時くりかえしその顔を出してくると思えますし、したがって結局は、この種の問題をあらかじめ取り扱うということになつてしまふだろうということも充分判つてゐるつもりです。私のこのようなやり方について、御異論はないものと考えて、審議を始めてさせていただきます。(拍手によつて確認される。)

〈**事実問題の審理**〉さてそれでは私は、次の提案に移りたいと思つております。まずそれぞれの当事者の考え方において、本年七月二〇日どのような事実があつたと御考えなのかをお聞きしたいと思つております。また七月二〇日の命令において規定された手

段を用いてプロイセン・ラントに対して干渉することが必要とされた判断が、いかなる事実についての、どのような根拠にもとづくことができたのか、および、現在においても根拠づけられてゐるのかということについて議論を行いたいと思つております。

当法廷が、これについて議論を行う時に、特に次の問題に注目したいと思つております。すなわち、当事者の考え方によれば、七月二〇日の命令、および、その執行によつて、プロイセン・ラントにおいて、どのような状況が成立したと考えられてゐるかという問題です。その際に、特に私は、関係者の方々が、プロイセン・ラントに対するライヒ・コミッサールとしてのライヒ首相の地位を、および、かれによつてさらに任命されたプロイセン・ラントのためのコミッサールの地位をどのように御考えなのかということについて詳細にお聞きかせたいと思つております。その際、ライヒ首相が、ライヒ・コミッサールというその資格において、ただ純粹にライヒの側にだけあるものとして御考えなのか、すなわち、ライヒの側にあるものとして、ただ暫定的にのみプロイセン・ラントのために行動するものと御考えなのか、あるいは、同時に少なくともプロイセン・ラントの

側にも立つものと御考えなのかということについては是非お聞きしたいと思えます。さらにまたこの枠内に入ると思いますが、今日その職務を剝奪されていますプロイセン・ラントの大臣たちの法的地位を元来どのように御考えであったのかという問題もお尋ねしたいと思えます。

〔四八条一項の審理〕このような問題を取り扱った後に、四八条一項についての議論に入りたいと思えます。この問題については、みなさん方は、ライヒの基本的構造の問題を避けて通ることはできないと御考えでしょう。さらにまた歴史的発展、とりわけ、四八条が、いかなる状況において、どのような考え方から成立したかという問題や、四八条が、その成立以来どのように使われてきたかという問題もまた避けるわけには行かないでしょう。(S) 文献においてしばしば連邦国家の本質などから出てくる考え方によって論じられていることを考え併せますと、われわれは、〔連邦〕平等権の問題を避けて通ることはできないでしょう。とりわけ、スイスと北アメリカの状況を、当事者たちが、自分たちの見解に有利なことがそこから導きだせると考えているかぎり、少なくとも簡単にではあれ触れる必

要がありましよう。

まず四八条一項について議論することとし、その議論をその要件と機能とのふたつの大きなグループに分けたいと思えます。そしてまずその要件について、これまでの文書の交換にもとづいて、次のような問題について議論を行うのがよいと考えます。(1)何がラントの義務違反と称されているのかという問題、(2)四八条一項は、どこまで主観的過失を要求しているのかという問題、(3)四八条一項は、違反をしていることについてあらかじめ通告が出されることを前提としているかという問題、(4)裁判所による判決によって義務違反が確定された場合にのみ、四八条一項にもとづいて干渉を行なうという見解に理由があるかという問題。

その次に四八条一項は、ライヒ大統領にいかなる権限を与えているものかという問題、および、その権限はどこにあるかという問題があります。その問題を議論するに際しては、さらに強制管理とか、大臣の罷免とか、ライヒ参事院、議会との関係、官吏の任命などという具体的な問題も論じられることになりましよう。

〈四八条二項の審理〉 この問題を処理した後に、次に、四八条二項に移りましょう。この問題の場合もまず要件の問題を扱うのが目的に合致するでしょう。この関連で、もうひとつ細かい問題、というよりも文献においてしばしば論じられています、ふたつの、より細かい問題があると思います。すなわち、第一は、ライヒ大統領は、まったく同じような、あるいは、似たような状況が存在しているにもかかわらず、四八条二項を用いて、あるラントには干渉を行い、あるラントには干渉を行わないということができるかという問題です。第二は、ライヒ大統領は、このような四八条二項にもとづく干渉を行う時に、四八条二項の干渉の要件となっている状況を、実はライヒの政策自身が引き起こしたという場合に、その権限の行使を何ほどか制約されるものかという問題です。

四八条二項からどのような権限が出てくるかという問題については、四八条一項の場合と同じように処理するのがよいと思われれます。

〈国事裁判所の審査権の有無・範囲〉 これらの問題を処理した後には、私の考えではなお大きな問題が残されています。すな

わち、ライヒ大統領が四八条一項あるいは二項にもとづいて行った行為について、裁判所はいつたいどこまで審査しうるものかという問題であります。さらにその場合に、次のような特殊問題も生じてきましょう。すなわち、この問題について、国事裁判所の審査権は、他の裁判所と比べて特別のものであるのかという問題です。

これまで申しあげてきた材料からしても、当裁判所が近い内に——といっても私は、日数について申しあげているわけではありませんが——審理を終らせるためには、最大の集中を必要とすると思われれます。私は、この集中ということが、ただ最終的に判決をえるためにのみ必要と考えているわけではありません。そのみに止まらず、ここで述べられる考え方を明確に作りあげ、現実重要性をもつ問題について明確化を行うことによって、一般の人々が当裁判所において本来取り扱われる問題について明確なイメージをもつためにも必要と思われれます。

〈第一の論点——事実の審理へ〉 それではまず第一の点に向かいまししょう。すなわち、当事者の考え方によれば、一九三二年七月二〇日に、事実についてどのようなことが起きたのか、お

よび、現になされたことがらが、そのようなやり方でなされなければならなかったという主張がどのような考慮によつて根拠づけられるのかという問題であります。(58)

この問題の場合にも、私は、細かいことはすべて今のところ協においてもよいのではないかと思ひます。国事裁判所に対し、官庁において起きたことがらについて無数の報告、すなわち、主張や反対主張、さらに尋問報告書が提出されています。

この議論は、最終的には、「赤色前線兵士団」の禁止に際しての事件経過や状況にかんする一九二七年のことがらにまで遡ることすらできるでしょう。しかし、当裁判所において、現在この問題について具体的な詳細にまで立ち入り、それを明確化する必要はないと思ひます。ライヒとラントが、七月二〇日の事実経過について、それぞれの考え方を表明されれば、それで充分と思われまゝ。さらに、当法廷において、この論点についての皆様の議論が個人的に非礼にわたらないようにお願いしたいと思ひます。さらに当法廷においては、政治的委員会においてのような闘争が行なわれるわけではありません。そうではなく、当法廷においては、法的議論が行なわれるべきであり、純粹な

政治的な正当化はどこか別の所でおやりいただきたいと思ひます。

さらに当裁判所が、四八条一項と二項とについて、特にどのようなことにとりわけ関心をもっているかということについて、なお一言申しあげたいと思ひます。当裁判所は、事実経過の取り扱いから審議をはじめるといふそのことのために、われわれは、四八条の一項と二項とを一般論において扱かわねばならないと思ひます。この場合、国事裁判所にとっては、重大な困難が生じます。すなわち、国事裁判所が、特定の事件を契機として憲法条項に意味を与えることになりかねない、つまり、その憲法条項に、今回とは異なる事件の場合には必要とも思われず、はっきり言えば誤っているかも知れないような限界を引くことにならないようにしなければならぬという困難が生じます。このような危険は、われわれが、四八条一項や二項について議論する時に、まずあらかじめいかなる状況において最大の危険ということを言ひうるものかということをもまず考えることによりうまく避けることができるかと思われまゝ。すなわち、対外的関係がもつとも緊張していた時代に、あるいは、

それよりもむしろ、国内においても国外においても、ライヒの公共の福祉にとって非常に危機に瀕していたという時代に、われわれが立ち帰って考えるとよいと思われれます。そのような時期というのは、決して遠い昔のことではありません。われわれが、ライヒにとつてありうる最大の危機を視野に取めていて初めて正しい認識に到りうると思われれます。

局長プレヒト博士…〈プロイセン・ラントの提訴意図〉 日程に入る前に、プロイセン・ラントの提訴の意味につきまして一言させていたきたいと思ひます。

プロイセン・ラントは、その提訴により一体何を意図しているのでありましょうか。もちろん、プロイセン・ラントは、ライヒ大統領個人に対していかなる意味でも攻撃を行おうとしているわけではありません。プロイセン・ラントの大臣諸氏も、ライヒ大統領が憲法を擁護するといふ基本的な意志をおもひのことについては、いささかの疑いも持っておりません。プロイセン・ラントの大臣諸氏も、すべてライヒ大統領の選挙人であり、しかも大統領の選挙のためにその全力をもつて働いたのです。また彼らは、ライヒ大統領に対して、ドイツ・ライヒの元

首として当然受けるにふさわしい尊敬を払っております。

彼らは、ライヒ大統領に与えられた情報の正しさについて、および、ライヒ大統領に告げられたライヒ憲法の解釈の正しさについて断固として争っているのです。

われわれの訴訟の対象は、裁判長の既に述べられたように、決してライヒ政府の行為の政治的・目的性ではありません。ライヒ政府の善良な意図というようなものでもありません。そうではなく、われわれは、ただその処置が法的に許されるか否かということ争っているだけです。(59)

訴訟の対象は、とりわけ、プロイセン・ラントはライヒ憲法とライヒ法律によつて課せられた義務を履行してはず、そのために強制的に管理されうるし、されねばならないという非常に誤つた非難から、プロイセン・ラント、および、ラントの大臣たち、その代理人たちを救済することにあります。プロイセン・ラントとその大臣たちは、どんな人にも決して劣らないライヒ忠誠心をもっております。

ラント首相と大臣たちは、今回実施されたような命令が廢止されねばならないという国事裁判所の判決の出ることを、確信

をもつて待つております。その場合、たとえラント議会が新しい政府を任命するとか、とりわけありそうなことですが、ライヒとラントの連合がよりよい新しい形でできあがり、合憲法的に統治するようになるという別の解決が見出されたとしても、それは政治的巡り合わせというものでしょう。その際に、大臣たちは、個人的問題を完全に背景においております。彼らは、個人的問題になんらわずらわされてはおりません。裁判長がただ今おっしゃったことに完全に同意いたしますが、かかる政治的問題を処理することは、法を取り扱うべきこの訴訟のかわりわずらうべきことではないと考えます。

ヤーン局長…(ハバアイエルの提訴意図) 私は、バアイエルン政府の名において、次のことを申しあげたいと思ひます。バアイエルの提訴の意味は、プロイセン・ラントの提訴の意味とはまったく異なります。バアイエルの訴えは、直接的には七月二〇日の命令にかかわるものではありません。われわれの考慮は、過去に向けられているのではなく、将来に向けられています。すなわち、連邦友好という意味において、できるかぎりライヒ機関と一致するために、四八条の将来における適用の

基礎を作りだすことにあります。

局長フェヒト博士…(バーデンの提訴意図) 私は、バーデン政府のために、次のことを申しあげたいと思ひます。バーデンもまたバアイエルンと同じように、たんに確認訴訟を提起したに止まります。その訴訟の目的は、ライヒ政府が、ドイツの諸ラントに対する執行や裁罰的処置について四八条の諸規定を執行するに際して、どのような絶対的および相対的な限界をもつかということを確認することにあります。バーデン政府は、とりわけライヒ政府が、プロイセン・ラントに対するライヒの処置についての、自己の解釈を公的にされた現在、そのような限界を明らかにすることが特に必要であると考へます。またバーデン政府は、そのライヒ政府の解釈はライヒ憲法と一致しないものであると考へております。バーデン政府は、ライヒ政府のそのような法解釈によってライヒ憲法の連邦国家的性格が疑問にさらされることとなるのではないかと恐れております。またライヒ憲法によって諸ラントに保障されている独立国家的性格が否定されるような干渉が、そのようなライヒ政府の解釈によって可能となるのではないかと恐れております。バーデン政府は、

自己の訴えを、プロイセン・ラントの大臣の訴えとは別の独立の訴えとして提起しております。その目的は、本事件と同じような事例に対して、四八条の適用可能性について生じる緊急の法問題を解明し、そのことによってライヒの政治的安定をもたらしたいということにあります。バーテン政府は、自己の訴えの審理をプロイセン・ラントの訴えの審理と併合することに同意いたしました。しかし、そのことは、そのために言われている合目的性という理由づけに限るべきではないと考えております。本代理人は、訴えが併合されましても、たんに法的問題の議論のみ関与するつもりであります。バーデン政府は、本審理が和解の精神において行われ、バーデンの訴えによって追求されている、法的問題の解明や、政治的もやまの精算という目的が達成されることを願っております。(SIO) プロイセン・ラントの代理人が言われた、この訴えは、ライヒ大統領に對するいささかの攻撃も含むものではないという説明に、私は、バーデン政府のために同意したと思えます。バーデン政府は、憲法五〇条によつてライヒ大統領の命令に對して責任をもつライヒ政府について、四八条にもとづく処置によつて、諸ラント

の憲法上の権利がどこまで侵害されるのか、あるいは、侵害されえないのかを確定することだけを問題としております。

バーデン政府の見解によれば、ライヒ大統領の尊敬に値する人格は、このような法的問題を提起したからといって、いささかも損なわれるものではありません。

ゴットハイマア局長…さてそれでは第一の論点の議論を御始めになりますか。もしそうでしたら、私にも一言言わせていただきますのですが。

ライヒ最高裁判所長官ブケム博士…最初にプレヒト博士、ヤーン、フェヒト氏に、それぞれの御立場について説明をいただいたことに御礼を申しあげます。

それにしても、この点について、状況は特殊のものがあります。本来でしたら、最初にライヒに對して、なぜ七月二〇日の命令で行つたようなことをしなければならなかったのかということを通じていただくというのが、いかにももつとものことのように思われます。しかし、訴訟法的には、私は、まず訴えを提起された方々に對して、最初に語られる希望をお持ちかどうか尋ねるのが、おそらく不当ではないと思えます。そしてこの

私の申し出は、おそらく受け入れていただけるものと存じます。この訴訟において、まずこの点についてのプロイセン・ラントの側からする説明を待つていただくよう、ライヒの代理人にお願いしたいと思います。さてそれでよければ、プロイセン・ラントの側の方々に御発言をしていただきたいと思ひます。

Ⅱ 一九三二年七月二〇日以前と七月二

〇日における事実経過

局長プレヒト博士…(議会の状況) 裁判官のみなさん、私は、これから七月二〇日の事実経過をお話するために、まずその事件を引き起こすに到った議会生活の危機について少しお話ししたいと思います。

一九三〇年九月選挙以来、議会生活にとって固有の危機がいたるところにおいて見られました。それは、ただプロイセン・ラントのみならず、ライヒにおいても、またプロイセン・ラント以外の多くのラントにも見られました。もちろん、資本主義生活のあらゆる危機がただちに資本主義の危機というわけではないのと同じように、議会生活のあらゆる危機が、ただちに議会主義そのものの危機であるというわけではありません。しかし、それにしても議会生活にそのような危機が存在すること自体は、だれも争うことはできないと思われます。

ではこの特殊な危機というものは、一体どこに存在するので

しようか。その危機は、国民社会主義ドイツ労働者党が、高い得票をえたことに由来します。それも一九三〇年の九月選挙以後にあつては、議会主義の一般原則にもとづいてもつともなことでありますが、そのような勝利を獲得した側の人々からすれば、政権をも要求してよいのではないかと考えられる程に多くの票をえたことに由来します。もちろん、このような要求は、ただ騎士道から言いうるだけではありません。ある運動が一度勝利をえたなら、政権をも受け継ぐという点にこそ、つまり、勝利を占めた運動に責任という負担を課し、そのことよつてその運動のイデオロギーに、実践にもとづく補正を加える機会を与えるという点にこそ、議会制度のより深い意味があるからです。

しかし、国民社会主義ドイツ労働者党が政権につくのを阻止した、ふたつの理由がありました。すなわち、その第一の理由は、この党によつて国家権力が果たして合法的に行使されるか否かについて、きわめてもつともな疑いが存したためです。それだけではなく、この党自身が「すべてか、あるいは、無か」というようなスローガンを主張していたのです。つまり、もし

自分たちが権力を掌握した時には、その勢力のおよぶ限りにおいて、反対派が存在しないようにしなければならぬと主張していたのです。

このような状況下において、国民社会主義ドイツ労働者党に国家権力を委ねることができるかどうかという問題は、二年も前から、そして今日においても国内政治の基本的な問題なのです。この党は、ライヒ議会においても、ラント議会においても、決して多数派とはなつてはいません。ラント議会においては、四二三議席の内、一六二議席を獲得しているにすぎず、ワイマール連合(中央党、社会民主党、国家党)が一六三議席、共産党が五七議席、ドイツ国民党が三一議席、その他の小政党が一〇議席を占めています。ライヒ議会においても、七月選挙において、国民社会主義ドイツ労働者党は、六〇八議席中の二三〇議席を獲得したに止まり、ワイマール連合が併せて二二二議席、バイエルン人民党を併せますと二三四議席をもつています。したがつて、国民社会主義ドイツ労働者党は、多数派ではなく、議会において少数派に止まるのです。(S12)

これまで、責任ある地位にある人々はすべて、少数派である

国民社会主義ドイツ労働者党に国家権力の決定権を委ねることを拒否してきました。このことは、まとめをおこなう時に非常に重要です。ライヒ大統領の支持の下に、ブリューニング・ライヒ首相は、一九三〇年九月から一九三二年五月までのその全任期をつうじて、そのことを拒否しつづけました。また同じように、プロイセン・ラント議会も、その改選期の前においても、後においても、すなわち、一九三二年春から今日にいたるまで、そのことを拒否しつづけました。さらにライヒ大統領の支持の下に、パーベン・ライヒ首相もまた、一九三二年八月の頃には、そのことを拒否していました。首相は、さらに繰り返し八月の終わりに、国民社会主義ドイツ労働者党とその他の政党とによる議会主義的政府を形成するための話あいを拒否されました。このことについて、一九三二年八月一三日の公式報告書は、次のように述べています。

「ライヒ大統領は、ヒトラーに対して、国民社会主義ドイツ労働者党は、パーベン・ライヒ首相の指導する政府に、他の志を同じくする人々とともに参加する用意があるかどうか尋ねた。これを、ヒトラーは拒否し、ライヒ大統領に

対して、ライヒ政府の指導を自分に委ね、すべての国家権力をその全域にわたって自分に委ねるように要求した。ヒンデンブルグ・ライヒ大統領は、次のような根拠をもってこの要求を明確に拒否した。すなわち、ライヒ大統領は、すべての国家権力を、もっぱらそれを一方的に自分たちのためにのみ使用したいと欲しているような運動に委ねるのは、自己の良心と自己が負っている祖国への義務に鑑みて、その責任を全うすることにはならないと考える。」

またライヒ首相も、一九三二年八月二八日のラジオで中継されたミュンスタールの演説の中で、次のように述べています。

「国民社会主義運動の指導者の発言の中に現れている無政府性は、国家指導を要求するには、はなはだ相応しいものとは言えません。私は、彼が自分に従っている少数の人々のみをドイツの国民と見なす権利も、その他の国民同胞をすべて無法の地にあるものと扱う権利も持たないと申しあげたい。」

パーベン氏の拒否は、国民社会主義ドイツ労働者党と中央党とが議会主義的な基礎を作ろうとした真面目な試みをも、八月の終わりに政治的手段を用いて妨げるといふ程度にまで強いも

のでした。

このような経過においては、確かに一貫した態度が存在しておりました。ライヒのこれまでのすべての政府は、「平等な機会」という議会主義の基本的原則の適用に際して、ひとつの考え方に従っておりました。その考え方を、今日にあつては、カール・シュミット教授の最近著『正当性と合法性』の三七頁の次のようなことばほど見事に表現しているものはないと思います。

「平等の機会という原則は、すべての関係者がその原則を守ろうとする気持ちをもっているわけではないと疑うに十分な根拠のあるような場合には、適用できないものとなろう。この平等の機会というのは、自分以外の人に対しても、同じようにその機会が提供されているということを確認している人に対してのみ提供されるものだということとは、自明なことである。その原則についての、それ以外の考え方は、実際の結果として、ただその原則の自殺となるだけではなく、さらにその原則そのものに対する違反ともなろう。」

「パーベンとヒトラーとの「取引き」」このような比較的ど

こでも同じような経過でありましたが、ここに一場のエッピソードが生じました。それは、パーベン・ライヒ政府首相とヒトラー氏との一致というエッピソード、より正確に述べれば、ライヒ大統領、ライヒ首相およびシュライヒャー大臣を一方の当事者とし、ヒトラー氏とその党の指導者を他方の当事者とする一致というエッピソードであります。(註一) このエッピソードは、一九三二年六月の初めから八月一三日まで続きました。

このエッピソードは、一種の取引からはじまりました。国民社会主義者たちは、パーベン・ライヒ政府首相とその政府を大統領内閣として、その政府の在任中ずつと支持することを約しました。もちろん、その政府に自分たち自身は参加することはありませんでしたが。そのことが本当かどうかは、初めの内は争いがありました。しかし、今日においては、当事者の間でもその点に疑いはありません。既に言及しました一九三二年八月一三日のライヒ政府公式報告書は、次のように述べています。

「彼すなわち、ライヒ大統領は、ヒトラーが、ライヒ議会選挙の前に行ったその声明にもつづいて、ライヒ大統領の信任によって任命された国民的政府を支持すること

を、今日ではできなくなったと考えているらしいのを、実に残念であると考える。」

また八月一五日の別の報告書も、このことをより詳細に次のように述べています。

「権威筋によれば、パーベン政府を国民社会主義者たちが、自分たちは参加しはしないが、支持はするというヒトラーの約束に関して、さらに次のことが確認されている。ライヒ大統領の選任する内閣を支持するという約束は、ただヒトラーだけによってではなく、国民社会主義ドイツ労働者党のその他の主だった指導者によっても同意されていた。なぜそのような形式が採られたかといえば、このような寛容の約束が、時間的に限定されたものではなく、ライヒ大統領が信任した政府として任命した内閣の全任期にわたるものであることを疑いなくするためであった。この国民社会主義の指導者による約束は、後にもパーベン首相に対して繰り返された。そのことは、ただ当事者だけではなく、現在においてはまったく疑いのない証拠によって明白なことである。」

このような支持の約束を、国民社会主義の指導者が、こう言ってもよいと思いますが、ノックアウト寸前のライヒ政府を救うためにしたわけではないことは当然のことでしょう。この約束は、いくつかの保証にもとづいて初めて締結されたものであることは明白なことです。その保証とは、次のようなものであります。すなわち、第一は、制服禁止令の廃止、第二は、禁止されていた突撃隊の再許可、第三は、プロイセン・ラント政府の更迭、とりわけ、警察首脳の変更でした。

このような保証の約束の存在も、今日ではおそらくもはやまったく争いのないところと思われれます。もしそれが争われるとしましたら、関係者の方々を証人として当法廷にお出でいただかねばならないことになろうと思われれます。

このような約束にもとづいて、六月一四日に、制服禁止令が廃止され、突撃隊が再許可になりました。六月二八日には、同じようなことをそれぞれ独自に定めていた各ラントの禁止命令が廃止されました。さらにライヒ首相と国民社会主義のラント議会指導者のケルルとの間で、プロイセンに右翼政府を樹立するための直接交渉が、まずとりあえず行われました。そして最

終的には、そのやり方がうまく行かなかつたために、七月二〇日に、プロイセンに対するライヒ・コミッサールの設置が行われました。

△この取引のラントに対する影響　私は、かかるエツピソードのもつ意味について、政治的観点から、さらに広い意味では、ラントの観点から考えてみたいと思います。ラントの観点からするならば、このライヒ政府の行動は、どのように見なされるべきでしょうか。その場合、今日においては、法的観点からは、ライヒは、組織としても、時間的にも、統一体として諸ラントに対立するものだとすることを考えに入れておかねばなりません。(のこ) 今ライヒ大統領が問題となっているのか、ライヒ首相が問題となっているのか、いずれにせよ、またパーペンの政府が問題となるのか、ブリュニングの政府が問題となるのか、いずれにせよ、それらがライヒの権限を有する機関である限り、ラントからすれば、同じライヒの行為なのであります。

一九三二年の三月、七月、八月、一〇月に、公の安全と秩序を再建するために、かなり厳しい命令が發布されました。これらの命令においては、不穏なテロ活動や騒動に対抗するために、

次のような一連の方法を予定していました。

すべての屋外の政治集会を届け出る義務、

そのような集会を事前に禁止する権限、

政治的行進にトラックを用いることの禁止、

統一的な制服や徽章を禁止する権限、

ブラッカードや看板をあらかじめ届け出る義務、出所不明

の破壊的文書を配付することの禁止、

国家に敵対的な運動の集会の閉会を命じる権限。

さらに、これに一九三一年二月八日の一般的制服禁止令を付け加えることができます。もちろん、この命令は、プロイセン政府によって發布されたものではなく、ライヒ政府、ライヒ大統領によって發布されたものであります。また一九三二年四月一三日に出された国民社会主義ドイツ労働者党の突撃隊の解散命令も付け加えることができます。もちろん、これもまたプロイセン政府によるものではなく、ライヒ大統領によって發布されたものです。この一九三二年四月一三日の命令は、次のような公式の根拠づけを持っていました。すなわち、「そのような軍事的に組織された勢力は、必ず混乱を引き起こし、

ついに内乱かと思われるほどの状態をもたらすことになる。」本訴訟において重要な役割を果たすことになると思われる。「内乱かと思われるほどの状態」ということばは、この場所ですべて出てくるものであります。ライヒ大統領が、国民社会主義ドイツ労働者党の突撃隊を、そのような軍事的に組織された勢力は混乱をもたらし、内乱かと思われるほどの状態をもたらすために、解散させるとした時に初めて登場したのです。

上記のライヒの命令の外にも、一九三一年一〇月以来、プロイセン・ラントにおいては、屋外の場所における集会和行進とを一般的に禁止する命令がありました。

これらが、公の安全と秩序に対する攪乱と戦うための法的な根拠となっていました。このような基礎づけにもとづいて、警察は働き、このような基礎づけにもとづいて、警察は、自分たちの困難な任務を日夜果たしていたのです。戦いは、広い範囲にわたっていました。周知のように、この戦いは、毎月毎月おびただしい死者を出しながら続けられていました。その死者の数は、二月には八名でした。その内、三名は国民社会主義陣営のものであり、五名はそれ以外の陣営のものでした。またその内

の三名は、共産主義者です。この死者の数は、三月には一一名、その内、国民社会主義者は二名、共産主義者は九名、四月には六名、その内、国民社会主義者は二名、その他が四名、さらにその内の三名が共産主義者です。この死者の数は、五月には七名となり、その内、二名が国民社会主義者、五名がその他の陣営で、さらにその内の四名が共産主義者であり、六月には、その半ばで死者の数はもう三名となり、その内、二名が国民社会主義者、一名が共産主義者となっています。

これこそが、ライヒ大統領が、六月一四日に、この闘争の真最中においてライヒ政府の申し出にもとづいて、今すぐ前に私が具体的に数えあげました方法をすべて廃止した時の状況なのです。ここで、屋外の政治集会を届け出る義務が廃止され、そのような集会を事前に禁止する権限が廃止され、政治的行進にトラックを使用することの禁止が廃止され、統一的な制服や徽章を禁止する権限が廃止され、プラカードや看板をあらかじめ届け出る義務が廃止され、出所不明の破壊的文書の配付の禁止が廃止され、国家に敵対的な運動の集会を閉会させる権限が廃止されました。(S.114) さらにまたその六月一四日には、一

般的な制服禁止令とともに、国民社会主義ドイツ労働者党の突撃隊の解散命令が廃止されました。これにより、突撃隊は再び許可されることになったのです。もちろんそれに止まりません。各ラントは、それぞれの立場で屋外の集会の一般的な禁止を定め、制服禁止命令を出していましたが、それも六月二八日に解除されることになりました。これらすべてのことが、今申しあげた内乱状態の只中において行われたのです！

みなさん、以上のことは、諸ラントにとって、また警察にとって一体どのようなことを意味したでしょうか。このような闘争の最中に、警察は、突然大きな打撃を受けることになりました。私は、屋内における国家的な運動の集会は、ライヒ大統領の命令によっても排除されていまして、また警察によっても見逃されており、開催が許されていたということについて語る必要はないと思います。今語りたいのは、次のことです。この日、すなわち、六月一四日にいたるまで、警察は、街路がデモ行進によって通行不能にならないよう、国民社会主義ドイツ労働者党の突撃隊の人々の制服に溢れないように配慮することを指令されました。したがって警察は、このようなデモ行

進を阻止しなければならなかったのです。ところが、ある日を境として突然国民社会主義ドイツ労働者党のこのようなデモ行進や制服を許さねばならなくなったのです。いや単に許すというだけに止まらず、このようなデモ行進によって挑発されて引き起こされた憤激からするこのデモ行進への攻撃に対して、これらのデモ行進を守つてやらねばならなくなったのです。みなさん、みなさんが、ここで警察の大部隊を、それも現にプロイセン・ラントにおいて存在する程度の規模をもつ警察の大部隊を指揮すると考えてみて下さい。みなさんが、この警察に対して、現在あるがままのやり方で、この発布された命令に従つて訓練すると考えてみて下さい。みなさんが、この闘争の最中、すなわち、この内乱状態において、ある日を境として、警察にこれまででは真反対の方向を向けさせると考えてみて下さい。みなさんが、この警察に対して、昨日まで街頭において追い払っていた同じ突撃隊の構成員を、今朝からは保護しなければならぬと命令することを考えてみて下さい。これこそが、今やラントに課せられた任務だったのです。

大ラントと多くの小ラントとの統一的な抗議とがなされまし

た。諸ラントは活発な抗議を行うためにベルリンに集会を持ちました。彼らは、次のように述べました。今この瞬間において、共産主義運動の危険はまったく言っていないほどに存在しない。しかし、もしわれわれが、ライヒの要求するような処置を採るならば、当然多くの危険が生ずるであろう、と。諸ラントは、われわれには、警察の任務を果たすためにもし必要とあれば、屋外の集会を禁止し、制服を禁止する命令を発布する権限があると、強く抗議しました。この点については、諸ラントは完全に一致していました。大ラントのすべての大臣たちが、このようなやり方では、公の安全と秩序を維持するという自分たちの警察の任務を果たすことができないと宣言しました。

「内乱かと思われるほどの状態」そして、どのようなことになったでしょうか。当然起こるべきことが起きました。衝突が増大したのです。私は、既にここにいたるまでの月々の悲しい死者の数を数えあげました。ここに、ごく最近公表され、私の受け取ったライヒ・コミッサールの統計があります。この統計によれば、これまでの月々に、大体六名、八名、一〇名の死者が出ています。六月の前半、すなわち、六月一四日の命令の

出る前には、三名の死者が出ています。これに対し、六月の後半、すなわち、制服禁止令が廃止され、突撃隊が再び許可された後には、衝突の結果として一七名の死者が出ています。その内の、一二名が国民社会主義者であり、五名が共産主義者です。七月には、この死者の数は、八六名に跳ね上がります。その内の、三八名が国民社会主義者であり、四八名がその他の陣営の人々で、さらに、その内の、三〇名が共産主義者です。さらに正確に申しあげれば、その死者の内の、約三分の二が七月二〇日より前に出ており、三分の一が七月二〇日以後に出ています。

(2) (b)

特に特徴的なのが、七月一七日のアルトナ事件です。アルトナにおいて、国民社会主義の突撃隊がデモ行進をしようとしていました。しかも、とりわけ過激な共産主義者の住んでいる町角を、まさに興奮が一般的に存在しているにもかかわらずデモ行進しようとしたのです。新しい規則の下では、このデモ行進を禁止することはできないように思われました。そこで、警察は、このデモ行進を許可いたしました。警察は、その全力をもってデモ行進を守ろうとしました。ライヒ政府の文書の中に書かれ

ていますが、公式報告書は、このデモ行進の間、国民社会主義者を保護するための警察の行動がいかに模範的に行われたかという点について、まったく疑いがないと叙述しています。その当時の右翼の新聞も、そのことを認めております。しかし、窓という窓からは多くのものが雨あられと投げつけられ、実に遺憾ともいべき多くの死者が出たのです。ただひとつの間違いといえば、このように異常な興奮状況があつたにもかかわらずかかるデモ行進を許可したことでしょう。しかし、その間違いを避けるためには、ライヒ政府の新しい政策とは反対のことをしなければならぬのです。

それからすぐにライヒ政府は、この新しい命令を再び撤回せざるをえなくなりました。ライヒ政府は、早くも六月二八日には、屋外における政治集会の届け出の義務を再び採用しました。六月一七日、つまり、アルトナ事件の翌日には、屋外における集会と行進との一般的禁止をも再び発布いたしました。しかし、残念ながら遅すぎました。ライヒ政府は、七月三一日から八月三一日まで、一般的な城内平和を、すなわち、屋外の政治集会をすべて禁止することを命令しました。ライヒ政府は、最後に

は、八月九日に、特別裁判所を設置し、殺人を伴う騒動には死刑を課しうるとまでしなければならなくなりました。既に発効されていた命令によつても既に、密集隊列での屋外のデモ行進は、事実上突撃隊に対しても禁止されていきました。なぜなら、屋外の集会は、すべて禁止されていたからです。しかし、実際には、特別裁判所の設置と死刑命令によつて初めて、騒動の発生率の高いカーブがようやく治まりだしたのです。七月一八日の命令にもかかわらず、七月二〇日以後においても、流血の衝突はなおつづいていました。七月の末までに、二三名の死者が出ました。その内、六名が国民社会主義者で、一七名がその他の陣営の人々です。毎日、七月二一日、二二日、二三日、二四日と、実に残念な犠牲者のリストが公表されつづけました。さらに八月一日から一〇日までに、死者五名が出ており、その内の一名が国民社会主義者で、四名がその他の陣営の人々です。八月一日、したがってライヒ・コミッサールの設置された後ですが、ケーニヒベルグでは、次のような事件がありました。すなわち、市指導者に対する暗殺計画があり、その際にザアウフ市議員が非命に死ぬこととなり、二名の共産主義者と二名

の社会民主党の指導者などが重傷を負い、三つの新聞社に焼夷弾が投げられました。——八月二日には、ホルシュタインの一〇ヶ所ほどのさまざまのところで爆弾が投げられ、マリエンブルグでは、ピストルの撃ちあいがあり、リイグリッツでは、市役所に手留弾が投げこまれ、ゴールドベルグでは、郡長役所でピストルの撃ちあいがありました。——八月三日には、ノルガウにおいて、市長が撃たれ、キールでは、ユダヤ教会に爆弾が投げこまれ、クロイツブルグでは、国民社会主義者が一名撃たれました。ドイツ一般新聞D A Zは、この日について「殺人流行病」という見出しで報じています。——八月四日には、グライヴィッツにおいて、二名の警察官が撃たれ、オルンベルグでは、商店に対して、ラヴィア区では、登記所に対して、焼夷弾が投げこまれました。——八月五日には、リュッツェンのライヒ銀行支店に対して、爆弾による暗殺の企てがありました。——八月六日には、リックの薬局に対して手留弾が投げこまれ、チルジットでは、共産主義者の家に対するピストルの乱射があり、プレスラウ、グライヴィッツ、ラティポールでは、手留弾が投げられ、キールでは、爆弾攻撃とピストルの撃ちあいがあり、

ブラウンシュヴィッツでは、爆発物による暗殺の計画がありました。——八月七日には、リュッツェンにおいて、国旗団の指導者が撃たれ、ラティポールでは、中央党の新聞社と地区疾病金庫とに対して卵形の手留弾が投げられ、シュレーゼンだけで、一三の暗殺計画がありました。ドイツ国民党的色彩をもつベルリン株式新聞Berliner Borsen-Zeitungは、このことについて、その第一面で「弾、爆弾、手留弾——新たなテロ行為、ライヒ全体に及ぶ」という見出しで報じています。(SIT) 八月九日には、シュレーゼン、上シュレーゼン、東プロイセンにおいて、新たに二〇名以上のものが、手留弾、爆弾、ピストルによる被害をうけ、その内、シュレーゼンでは、二名が死亡しました。シュテッテンでは、新聞社に対する暗殺の計画があり、レオプシュッツ区では、一名の国旗団員の殺人が発覚いたしました。シュレーゼンのライヘンバッハでは、親衛隊員が自分の手留弾で自爆しました。これは、有名な事件で、国民社会主義ドイツ労働者党は、最初は共産主義者による暗殺であるとしていましたが、後にライヒ政府による「攻撃Angriff」(ナチスの機関誌)に対する強制指導にもとづいて初めて、正しく

報道するようになりました。

私は、さらにこのような例を続けることにより、皆さんをこれ以上うんざりさせたいとは思いません。ただこの死刑をうけることもあるぞと人々に警告した命令が発布された後においても、なおピストルの撃ちあいや爆弾による暗殺が横行していることだけは、はっきりと申しあげておきたいと思えます。今日においても、このような状況は完全にはなくなっていないのです。もちろん、この死刑をも含む新しい命令によって、できるだけ死亡ということの生じることのないように注意は払われています。しかし、それでも、ドイツ国民党系の集会すらも催涙ガスで粉碎されたり、力づくでその集会が攪乱させられることは、今日でも日常茶飯事なのです。

このような出来事の因果関係は、それを理解しようとする気になさねるならだれにでも自明のことでしょう。すなわち、制服禁止令や突撃隊の再許可と、このように騒動が絶えず増大することとの関係は、まったくはつきりとしていることです。またパーベン政府の樹立や国民社会主義ドイツ労働者党によるその政府の支持と、プロイセン・ラント政府に対する攻撃との因

果関係も同様にはつきりとしています。

〈ライヒとラントの政策の違い〉 私たちは、法と政治とを明確に区別したいと思います。私たちは、当法廷において、ライヒ政府に対する政治的な攻撃をしようとしているわけではありません。ここでは、七月二〇日のライヒ政府の命令の合法性だけを問題にしたいのです。政治な裁量の入る余地のある問題については、それがどんなものであれ、ライヒ政府は、その先任者の見解やラントの見解と異なる見解をもつ権利を、もちろんお持ちです。しかし、同じように、政治的な裁量の入る余地のある問題については、ラント政府もまた、ライヒ政府と異なる見解を持つ権利をもちろんもっております。犯罪事件や、極右が引き起こす現行法に対する侵害事件に対して戦うやり方には、ふたつのものが有ります。そのひとつは、このような事件に対して、警察力をもって、犯罪捜査のやり方で直接的に戦うやり方です。いまひとつは、このような出来事を引き起こす精神的な基礎をそもそも変えてしまおうとするものです。ライヒ首相の周辺では、明らかに第二のやり方を選択しようと考えたようです。彼らは、こう主張しています。われわれは、これ

までとは異なつたやり方を試みなければならない。すなわち、われわれは、極めて好都合な状況の内で国民社会主義ドイツ労働者党と戦つてゐるわけではない。われわれは、彼らの勢いを削ぐことに力を尽くさなければならない、と。ライヒ首相は、このようなやり方を採用され、それでうまく行くと約束されました。そのやり方とは、私たちが、その覚書の中で、腹藏のないことばで表現いたしましたものです。もつともその表現は、決して非難をするために申しあげたわけではなく、ただ事態を表現するだけのために申しあげたにすぎませんが。すなわち、人々は、狼が吠えるのを止めさせるためには、一度はその狼と一緒になつて吠えなければならぬというようなものです。(大笑い)しかし、ライヒ首相には、限界というものが与えられております。したがつて、この場合にしても、首相がその限界を乗り越えるか、越えないかということだけが問題となります。首相は、政治的に非常に巧妙にこのことを表現されました。「私は、この党の内に存在する建設的意志を重視したい」と。(100)この運動を、ここ数年にわたつて見てきた人なら、だれでも知つてることでしょうが、この運動には、現実的勢力と理想的勢力

とが、時にはひとりの人の内に、時にはそれぞれの人々の内に、相争つております。首相は、この運動の内に存在する建設的意志を重視しようとされ、その際に存在している深遠な理想や実際の党派的活動をあっさりとは無視されました。しかし、その際にも、既に申しあげたように、首相は憲法の限界を守る必要があります。しかし、私たちの見解によれば、プロイセン・ラントの大臣を解職するということは、まさにこの限界を守ることにはならないと思ひます。

政治と法とが区別されねばならないと同じように、道徳と法とも区別されねばならないと思ひます。ここでは、どのような行為が道徳的な法に合致するものかということについて申しあげるつもりはありません。ここで申しあげたいのは、憲法の限界が踏み越えられたか否かということだけです。

〈七月二〇日の大統領令の発布状況〉七月二〇日の命令は、事実上どのようなようにして成立したのでしょうか。これからしばらく、その背景について述べさせていただきます。この事件は、次のような経過をたどつて行われました。ライヒ首相、シュライヒャー・ライヒ国防相、ゲール内務相とが、ノイデックにラ

イヒ大統領を訪ね、この命令を大統領が發布するように依頼いたしました。この時に、ライヒ大統領の憲法顧問であるマイスナー大統領官房長は、それまでは彼とその先任者たちが四八条に關することについては常に諮問されていたにもかかわらず、まったく相談を受けていませんし、鑑定を求められるということもありませんでした。またツバイゲルト・ライヒ内務省次官も、ライヒ憲法の解釈やその限界を守るといふ任務についての最高の専門家であるにもかかわらず、同じように相談を受けていませんし、ライヒ司法省次官も同じです。もちろん、事件の起きてしまった現在においては、彼らの意見はもう何ら問題となりません。なぜなら、官吏というものは、自分の前になされた見解を擁護する義務を負っているからです。しかし、以前においては、危機的な状況においては、たとえ事件が現実には発生しなくとも、まず専門家に諮問するのが普通でした。さらにもう少し穏やかに申しあげれば、非常に疑わしい場合には、とりわけ、この命令のようにそれが法的に疑わしい場合には、そうすることが当たり前でした。しかし、以上申しあげたように、このようなことは、今回、何らなされなかったのです。この命

令は、ライヒ首相、ライヒ国防相、ゲール大臣によりもたらされた情報にのみとづいて發布されたのです。しかも口頭の情報にのみとづいてです。文書による鑑定も、プロイセン・ラントの反対意見も、プロイセン・ラントに対する事前の聴聞も一切ありませんでした。この口頭の情報にしてからが、後になって初めて私たちに知らされましたもろもろのことがらから、その内容を推察することができるにすぎないのです。

〈大統領令とプロイセン・ラント大臣〉 それでは、七月二〇日に起きたことがらは、プロイセン・ラント大臣の立場からは、一体どのように理解されるものでしょうか。数週間前から、新聞紙上においては、プロイセン・ラントに対してライヒ・コミッサールを設置すべきであるという要求が掲げられていました。その要求の理由づけはさまざまのものでありましたが、プロイセン・ラントの大臣を解職し、ライヒ・コミッサールをその代わりに設置するという点では一致していました。このような考え方を、ライヒ政府は、強く否認していました。それは、事件の前の日にすらそうでした。ライヒ政府は、何程かの危険を感じてプロイセン・ラント大臣への要求を出したというわけ

ではないのです。もしそうでなく、そのような危険があるとすれば、われわれが自分で、ライヒ・コミッサールによってプロイセン・ラントを強制管理するという考え方を選んだでしょう。そうではなく、それとは反対に、ライヒ政府は、そのような考え方は採らないときっぱりと否認していたのです。ライヒ首相が、七月二〇日に、ヒルトジッファ、ゼーベリング、クレッパアの各プロイセン・ラント大臣を、会談のために非公式に事務招集しました。その時の会談事項は、ある大臣の場合は「財政とラント経済」となっていましたし、別の大臣の場合には「内務と財政」となっていました。各大臣たちは、午前一〇時に集まりました。そこで、かれらに対して、ライヒ首相が、極めて簡単に、自分はブラウン・プロイセン・ラント首相とゼーベリング大臣とをこの場で解任すると表明しました。(S16)その理由は何かという驚ろきながら発せられた質問に対して、プロイセン・ラントにおいて、ライヒ政府が希望するようにものごとが運営されていない、それがために、ライヒ政府自身にとっても遺憾なことではあるが、今やライヒ政府自身が登場するしか手がないと答えられました。さらにその後、解職がおこな

われた理由を明らかにし、関係者から聴聞を行うことが絶対に必要なことであるということについて二・三の会話がなされました。しかし、これに対する答えは、ただ肩をすくめるだけで、首相は退席されました。——ゼーベリング大臣は、自分の官庁に戻りました。

〈ブラウンへの通知〉ところでは、プロイセン・ラントの政府の長であるブラウン首相について語りましょう。プロイセン・ラントは、四〇〇〇万人の住民をもつ、フランスと同じぐらいの規模をもつ大ラントです。ブラウン・プロイセン・ラント首相は、ツェーレンドルフにその住所を持っておりました。この同じ日の朝、首相は、次のような書簡を受取ました。ここで、この書簡を読みあげたいと思います。

「プロイセン・ラント首相ブラウン博士殿

ベルリン、ツアレンドルフ、デッサウ街三、

ライヒ大統領は、一九三二年七月二〇日の命令(ライヒ公報I三七七頁)によって、私をプロイセン・ラントに対するライヒ・コミッサールに任命されましたので、私は、貴殿をプロイセン・ラント首相の地位から解任いたしま

す。

署名 バーベン」

この書簡は、彼が休暇を過ごし、プロイセン・ラントの運営の指導のために、ラント首相として関与する必要のあることについて考えをめぐらしていた住居に届けられました。この命令の中からは、いかなる理由づけも見出されません。この命令が、この時既にライヒ公報において公刊されていたというのはまったく正しくありません。ライヒ公報のその号は、ただ軍事命令権者の設置についての命令を掲載するだけです。その命令も、ゼーベリング大臣がライヒ首相との会談において知らされ、さらに力づくでその官庁から追い出された後に初めて発布されたものです。この命令は、当時はライヒ政府以外のところでは、まったく知られておりませんでした。したがって、この命令の発布以前に、ブラウン首相は、この書簡を受け取ったことになりません。首相は、ただちにその解職の理由についての手紙を書かれました。それに対して、「ブラウン前プロイセン・ラント首相殿」という宛名書で返事がまいりました。この返事の中で、ライヒ首相は、ただそのラジオ演説を示されただけでした。

〈プロイセン・ラント大臣たちの行動〉首相以外の大臣たち

は、ライヒ首相のところを退出した後、ゼーベリング大臣と一緒に彼の官庁に帰って来まして、事態について慎重に話しました。彼らが、そこに居ました時に、彼らのもとに、プロイセン・ラント政府の閣議を開くという「プロイセン・ラント首相」、実はライヒ首相なのですが、招集状というものが届きました。その議題は、「内政状況」となっております。大臣たちは、もう周知になっております書簡で、次のふたつのことを答えました。すなわち、第一は、プロイセン・ラントに対するライヒ・コミッサールの設置について国事裁判所に提訴すること、および、第二に、自分たちの見解によれば、今回行われた行為、とりわけ、ライヒ参事院への代表権の剝奪は、いかなる状況下においても無効であるというものでした。さらに、彼らは、これに付け加えて、自分たちは、ライヒ・コミッサールをプロイセン・ラント首相と認めることができない、したがって、プロイセン・ラント首相という資格でのライヒ・コミッサールによってなされたラント政府閣議の招集には応じられないと答えました。——みなさん、これは当然のことなのです。もし突然に、

どんなラント政府でもよろしいのですが、そのラント政府に対して、ライヒ・コミッサールが、そのラントの本当の首相は自分であると称して書簡を送りつけてきたと考えてみて下さい。

この時、どんなラント政府でも採ると思われる態度を、プロイセン・ラントの大臣たちは採っただけなのです。もしそんなことがあれば、どのラント政府でも、「私はそのような招集には応じられない」と返答するでしょう。例をとって考えてみましょう。例えば、ライヒ・コミッサールが、国事裁判所の裁判官のみなさんに対し、「国事裁判所長官」という署名で国事裁判所の審理のために招集を行ったとします。今回のことは、私たちの考えでは、これとまったく同じように思われます。(S20)もしそういうことがあれば、裁判官のみなさんも、自分たちはこのような招集に応じられないと返答なさるでしょう。したがって、今回のこの答えは、まったく自明とも言えるような返答だったのです。——午後になって、大臣たちは、自分たちがプロイセン・ラントの大臣としての官職を剝奪されたという知らせを受け取りました。その理由は何でしょうか。それはおそらくは、上述のように、彼らが、ライヒ首相と一緒に働くこと

を拒否したからでしょう。しかし、そんなことは、彼らの書簡にはまったく書いてありませんでした。その書簡には、ただ誤った署名による招集には応じられないということだけが書かれていたにすぎないのです。

〈ライヒによる本処置の理由づけ〉大臣たちは、プロイセン・ラントに対する今回の処置の理由を、午後になって初めて、ライヒ首相のラジオ演説によって知りました。大臣たちは、彼らが罷免される前には、一体そのような今回の処置が、大臣たちがいかなることを行なわなかったために取られるにいたったのか、まったく知らされていませんでした。それだけではなく、そこで誤った行為と言われているものの内容についても全然知らされていませんでした。さらにまた一体どんな行為をせよと求められているのか、何をしなかつたなら、ライヒ政府の今回のような処置が行われるのかということについてもまったく知らされていませんでした。それに類するようなことは、それ以前にはまったくありませんでした。またそれに類するようなことは、三人の大臣との口頭のやりとりの時にも、またその後においても、とにかく午後になるまではまったくありませんでした。

た。ライヒ首相は、ラジオ演説において、ふたつの理由を挙げられました。すなわち、第一は、事務管理内閣の議会的基礎が、大幅に共産党の戦術的態度に依存しているというものでした。

その理由の第二は、プロイセン・ラントにおける政治的状况の展開が、指導者たちから、共産主義のような国家に敵対的な敵と戦うために必要な処置を採るのに必要不可欠な内的独立性を奪っているというものでした。この点については、後の段階になつてその証拠と称するものが挙げられました。すなわち、アベック次官が、共産党の指導者に対し、テロ行為を隠すように勧めたこと、および、ベルリン警察長官が、自分の部下たちに対し、共産党の集会を守るように指示したというものです。ラジオ演説においては、それ以上詳しいことは何も語られませんでしたが、一体どの官僚が内的独立性を欠いていたのか、どんな行為がそのようなかまತ್ತたく知ることができませんでした。プロイセン・ラント大臣たちは、この理由が提示されるのを、無益にも一四日も待ちました。国事裁判所における仮執行の審理の時にも、ライヒ政府の代理人は、われわれの度重なる要求に対しても、その理由を提出しませんでした。また国

事裁判所長官の求めに対しても、ライヒ政府はいかなる返答もしませんでした。八月五日、つまり、七月二〇日の事件から一七日たつて提出された文書で初めて、大臣たちは、自分に対する非難を知らされたのです。

〈第一の非難理由―共産党の影響〉 まず第一の非難、すなわち、議会主義的基礎が共産党の戦術的態度によつて左右されているというものを考えてみましょう。この非難は、法的には一体どんなことを意味しているのでしょうか。すなわち、この非難は、どのような意味をもつことができるのでしょうか。四月二四日の選挙の直後に、プロイセン・ラント政府は、退任することを宣言しました。しかし、プロイセン・ラント憲法の五九条によれば、なお事務は継続して処理する必要があります。プロイセン・ラント政府は、ラント議会によつて新たに選出されるプロイセン・ラント政府と交替することを強く求めました。このような状況において、一体どのようなことが生じたのでしょうか。はたして政府の議会主義的基礎が、共産党の態度によつて大幅に左右されたのでしょうか。「信任は多数決を必要とする」という五七条の意味での議会主義的基礎ということ

は、プロイセン・ラントの大臣たちによって主張されたことはまったくありません。また同様に、似たような状況において自己の職務を遂行している人々によっても言われたことはないのです。——したがって、そのような議会主義的基礎というのは、法的にはそもそも問題とならないのです。現に行われている行政行為にとつて、議会主義的基礎などは必要ではないのです。

(S21) ラント議会は議決をすることはできません。しかし、プロイセン・ラント大臣は、ラント議会のかかる議決を遂行しなければならぬというわけではありません。例えば、ラント議会が無茶苦茶な法案を提出し、可決したと考えてみてください。

この時には、ラント参事院が異議を申し立てることができません。このラント参事院の異議が提出された時には、ラント議会においては、三分の一の議員が反対すれば、この法律は成立しません。このような議会的基礎を、政府は、国民社会主義者と共産主義者とが一緒になって決議した恩赦法を潰した時に用いました。司法についての専門家の一致した見解によれば、このようなラント議会の決議は、司法に対して認められないものでした。共産党によって左右されると非難されておりますプロイセ

ン・ラント政府の要望にもとづいて、ラント参事院が、ラント議会の多数によって決議されたこの決議に異議を申し立てました。このようにして問題は、ラント議会に差し戻され、そこで、この恩赦法は三分の二の多数を得ることができませんでした。このようにして結局プロイセン・ラント政府の抵抗にもとづいて、この法案は発効できませんでした。さらにそれ以外にも、プロイセン・ラント政府は、今回極めて少数の右翼の支持しかもたないコミッサール政府が行われたと同じようなことも充分できたのです。すなわち、プロイセン・ラント政府にライヒ大統領によって与えられている権限にもとづいて、非常命令を發布することもできたのです。

ラジオ演説は、プロイセン・ラント政府に対して、次のように非難しています。すなわち、ラント議会においては、議員の四七%が国民社会主義ドイツ労働者党とドイツ国民党に属し、一六%が共産党に、残りの三七%がその他の政党に属する。したがって、この結果として、今日では、その他の三七%に共産党が加わる場合にのみ、政府を支持する多数派が形成されうる、と。現実には、ラント議会におけるすべての大政党が、キャス

テイク・ボートを握っているのです。このような多数・少数の状況において、一体どこにプロイセン・ラントの義務違反が存在するのでしょうか。ブラウン・ヒルトジッファ政府は、四二三票中の一六三票によって支持されています。これは、国民社会主義ドイツ労働者党よりも、一票多いのです。それ以外の票は、バラバラです。これに比べて、ブラハト・ライヒ・コミッサールは、四二三票中のおおよそ四〇票の支持しかもたず、それ以外、すなわち、三八〇票以上が反対ということになります。ですからこそ、ラント議会は、ドイツ国民党やわずかの群小政党の反対にもかかわらず、七月二〇日のライヒ政府の緊急命令に対する反対提案を承認したのです。一体、パーペン・ライヒ政府首相御自身の支持関係はどうなっているのでしょうか。プロイセン・ラント政府がラント議会のわずか三七%によってしか支持されていないといつて非難されています。もしそのような非難が行われるとするならば、ではライヒ首相は、現在では解散されておりますが、あの議会においてもたれていた議会主義的基礎は、それよりもはるかに少ないものであったということを示しあげたとしても、みなさん方は何ら可笑しい

とは思われないでしょう。たしかに〔共産党提案の不信〕投票が実行されたのは、おそらく不当というべきでしょう。それにしても投票は行われたのです。その結果は、五五九票の内、ライヒ首相はわずかに四二票の支持をえただけで、五一〇票が反対、五票が白票というものでした。このような状況下において、プロイセン・ラント政府の議会主義的基礎は共産党の戦術的態度によって大幅に左右されているという非難は、一体何を意味するのでしょうか。そして、またそのような状況は、プロイセン・ラントの義務違反であり、もちろん、ライヒに対する義務違反であり、さらには、ライヒ憲法およびライヒ法律に対する義務違反であるという非難は、一体どういふことなのでしょうか。

ラント議会における圧倒的な多数によって支持されました上の提案は、次のように述べております。

「一九三二年七月二〇日に、ライヒ憲法四八条にもとづいてライヒ大統領によって発布された緊急命令によって、プロイセン・ラントにおける事務管理政府が、その職務を剝奪された。

ラント議会は、かかる完全に法律に違反し、憲法に違反する処置に対し、断固として抗議するものであり、

また「一、その緊急命令の廃止……」を要求するものである。」(S22)

〈第二の非難―独立性〉第二の非難は、プロイセン・ラント政府が、共産主義者に対し、内的独立性をもって対応しないと云うものです。このような非難は、客観的に見てまったく正しくありません。ブラウン・ラント首相とゼーベリング大臣とが、特に強くこの点について非難されていますから、まずこのふた取りを取り上げたいと思います。彼らは、その同僚とともに、共産主義者の不法な暴行に対して、断固として戦ってきました。

ブラウンとグレジンスキーとは、既に一九二八年に赤色前線兵士団を禁止する命令を發布していました。その頃、国民社会主義ドイツ労働者党のそれと同じような組織に対する命令は未だ出してはおらず、ただ具体的な場合の暴行行為を制圧することに限られていました。これらの極右に対する禁止命令を發行したのは、ほかならぬライヒ大統領とライヒ政府なのです。ゼーベリングとグレジンスキーとは、常に共産主義者の暴行行為と

戦いつづけてきました。それがために、彼らこそ共産主義者からもっとも憎まれるという栄誉を受けたのです。共産党の新聞が、ゼーベリング・プロイセン・ラント大臣を極めて厳しいやり方で非難する記事を載せない日は一日もなく、また一号たりともありませんでした。このことは、かの禁止命令の時代に、プロイセン・ラントの内務大臣であったグレジンスキーについても同じでした。かの時代というのは、ゼーベリングが、ライヒ内務大臣として、かってプロイセン・ラントにおいて発布した禁止命令を他のラント全体にも広げようとし、それぞれのラントで同じような禁止命令を作るよう説いていた頃のことです。

ゼーベリング大臣の共産主義者に対する態度に関しては、彼が、一九三一年に共産主義者になした返答が極めてよく表現しています。すなわち、プロイセン・ラント議会の解散を求める国民投票に際して、共産主義者たちが、ゼーベリングに対して、自分たちを支持するように求めた時の、彼の返答です。それは、プロイセン・ラント政府にとって非常に難しい時でした。プロイセン・ラント政府は、この時にラント議会の解散を望んでは

いませんでした。政府は、国民投票の発案者たち、すなわち、国民社会主義者や鉄兜団などが、多数を占めないように願っていました。そこで、共産主義者は、ゼーベリング大臣に一通の書簡を送ってきました。そこには、ある要求、すなわち、赤色前線兵士団の禁止命令の即時解除が要求されました。もしその条件が受け入れられるなら、共産主義者は、国民投票を支持しないことを約束するともありました。そこで、その同じ日にゼーベリングは、次のように返事を書きました。

「七月二日の貴簡に対して、私は、貴殿に次のことをお知らせいたします。プロイセン・ラント政府は、公の安全と秩序を確保するための処置を、政治的な取引の対象にするつもりはありません。」

以上が、ゼーベリングが書いた言葉のすべてです。彼を御存じの方は、みなさんお分かりだと思えますが、まさにこの答えの中に、彼の人となりがすべて表現されています。この書簡は、日付がありません。それこそ、ゼーベリングらしいのです。當時は、何らか喜んで応じるとか、あるいは、少なくとも丁寧な返事をするという方が望ましい状況でした。例えば、次のよう

にです。私は、あなた方の御希望に添うことはできません。しかし、あなた方とほとんど違っていないと確信しております。とか。しかし、この書簡には、そういうものは一切書かれていませんでした。答えは明確そのものでした。

ではプロイセン・ラント政府は、右と左に対して、どのような態度を採ろうとしていたのでしょうか。プロイセン・ラント政府は、「ボルシェビズムの危険とどのように戦うか」という問題に、すなわち、「現在のドイツに存在するこの非常な危険において、共産主義運動の火の手とどのように戦うか」という問題に直面していました。(666) 精神的に誤った手段が使われますと、共産主義的プロパガンダにとって大きなチャンスを与えることとなります。このような危険があつたにもかかわらず、プロイセン・ラント政府は、それが用いた手段によって、このような非常な危機の時にあつて驚くほどの成功を収めました。一九三〇年九月一四日のライヒ議会選挙に際しては、共産主義者は、プロイセン・ラントにおいて、三一〇万票を獲得していました。それに対し、一九三二年四月二四日のラント議会選挙の際には、わずかに二八〇万票に止まりました。当然のこ

とですが、このようなことは、プロイセン・ラントにおいてのみ生じたことです。したがって、この難しい時に、共産主義者のこのような後退が生じたのです。その後、六月に制服禁止令が廃止され、突撃隊の再許可がなされました。そして七月三十一日のライヒ議会選挙においては、プロイセン・ラントにおいて、三五〇万票が共産主義者に投じられたのです。次に來たるべき選挙では、ライヒ政府の政策のために、この数はなお増大するであろうということは非常に確かなことのように思われます。

〈ライヒ政府の極右・極左に対する態度〉さてところで、ライヒ政府とコミッサール政府とは、プロイセン・ラントにおいて、共産主義者と戦うためにこれ以上に一体何をなさろうとするのでしょうか。例えば、彼らは、共産党を解散させるのでしょうか。あるいは、ライヒ議会とか、ラント議会の、その政党会派を解散させようとも言うのでしょうか。彼らもまた、プロイセン・ラント政府がそのことを断念していましたと同じ理由から、おそらくそれを断念するしかないでしょう。比較的大きな運動や政党を禁止するというような処置は、常に両刃の剣な

のです。精神的な運動とは、こういうやり方で戦うことはできません。ですから、もっと違った方法を取らねばならないのです。長老の議長として、新しいライヒ議会の最初の会議を、共産主義的なプロバガンダ的な演説で開会したのは、一体誰だったでしょう。——御存じのとおり、このために、モスクワから急いで遣って來たクララ・ツェトキンでした。しかし、だからと言って、そのことによってライヒ政府が非難されるということとは決してありません。そのことはただ、ツェトキン女史がライヒ議会の開会にあたって共産主義的プロバガンダ的な演説をすることもできたということを示すだけです。

では一体どこに違いがあるのでしょうか。共産党の不正行為、すなわち、テロ行為と戦うに際しては、見方についてどこにも本質的な違いはありません。本質的な違いがあるとすれば、それはまったく別のところにあります。すなわち、**国民社会主義者**たちに対して戦う場合のそのやり方に違いがあります。ライヒ政府は、これに関して絶えずその方針をグラグラさせています。

「すべてのドイツ人は法律の前においては平等である」とい

うライヒ憲法一〇九条がありますので、プロイセン・ラント政府は、特に国民社会主義者を大目にみており、共産主義者に対して特に目を光らせて監視しているということはありません。

そうではなく、プロイセン・ラント政府は、その双方の側における法違反に対して、同じように法を適用しようとしています。

ここでは、いわゆる「建設的意志をもっている諸勢力」ということばについて語る必要は、これ以上ないと思われまゝ。殺人とか、ぞつとするような残虐行為というものは、この「建設的諸勢力」にはまったく関係ないことですし、殺人などは、いずれの側によつて行われるにせよ、キリスト教文化に反するものです。

ライヒ政府は、とやかくする内に、その国民社会主義者に対する友好的な態度を変更せざるをえないところに追い込まれて、いることを理解するにいたりました。今日では、もはや「建設的勢力」などということばはまったく聞かれず、まったくそれとは別のことが、しばしば語られています。

ライヒ大統領とヒトラー氏との会談についての一九三二年八月一三日の公式報告書は、次のように述べています。

「会談は、ライヒ大統領によつてヒトラーに与えられた真面目な警告をもつて終了した。すなわち、かれら国民社会主義者たちは、自分たちの反対派を騎士的に取扱ひ、祖国とドイツ国民に対する自己の責任をもつと深く自覚するよ
うに、と。」(S24)

私は、さらに国民社会主義者たちの指導者の演説に現れた無茶苦茶さに対して、八月二八日にライヒ首相が行つた意見表明にも触れておきたいと思ひます。すなわち、その意見表明において、首相は、国民社会主義の指導者は、自分たち以外の国民同胞をいかなる法の保護をも受けられない領域にあるようなものと扱ふ権利をもつものではないと述べています。この意見表明の後に、一連のやりとりが続きました。国民社会主義者たちとパーペン政府との激しい戦ひの詳細を知りたい方々は、国民社会主義ドイツ労働者党の新聞のどの号でもよろしいから是非一度お読み下さい。(ここで、演説者は、一九三二年一〇月五日の『民族の観察者』紙におけるライヒ政府に対する闘争文書からの数行を読みあげ、その後さらに続けた。)この演説の中にこそ、真実の言葉が語られているのです。すなわち、「パー

ペン政府の下にあって、ボルシェビズムが再び強化された。」先ほど、私が七月三一日に共産党の得票が増大したと申しあげたその数こそは、この文章の正しさを裏書しています。残念なことではありますが、おそらくは来るべき次の選挙では、その数はなお増大することになるであろうと思われまます。

〈証拠(1)―アベッグの発言〉以上が、まさに共産主義者に対して、(「プロイセン政府が」内的独立性を失っているという第二の非難なのです。この非難には、さらに細かくふたつの証拠が付け加えられています。その第一のものは、八月五日の文書において詳細に語られています。すなわち、アベッグ次官が、デイル初級事務官の面前において、トルグラウヤカスバアの共産党の指導者と取引を行ない、彼らにそのテロ行為を隠すように述べたというものです。これは、私たちににとっては、まったく理解することもできないような中傷です。そして、今日にいたるまで、ライヒ政府は、これが中傷であるという私たちの批判に対して、まったく答えておりません。アベッグ氏は、二五才の時からプロイセン・ラントに勤務し、プロイセン・ラント警察を作りあげるために働いてきました。そのアベッグ氏は

知る人なら誰でも、まさかアベッグ氏がそのようなことを述べるといふことはありえないと言ふことができるでしょう。文書において、私たちは、解答をしました。すなわち、彼は、当然のことではあるが、まさにそれと反対のことを語ったのである、と。彼は、次のように語りました。共産主義者は、すべてのテロ行為を止めるべきである。そしてただ自分たちが、テロ行為を止めるだけでは足りない。指導者として自分たちが自由に用いる手段を使って、テロ行為を事実上止めるように配慮しなければならぬ。もし、そのことができなければ、彼らは指導者とは言えない、と。これが、彼の発言の内容であることは、私たちにしてみれば自明のことと思われまます。しかし、もし証拠が必要であるとおっしゃるなら、それを提出することは簡単なことですし、またその証拠はどなたでも受け入れられるようなものです。アベッグ氏は、彼が語ったとおりの言葉を語ることができます。彼を訴えた人、例えば、デイル氏のごときが、アベッグはそれとは逆のことを語ったのだと主張されるかどうかは、いずれ明らかになるでしょう。もしデイル初級事務官が、このようにとんでもない言葉を聞かれたのであったなら、

彼はただちにゼーベリング大臣のところへ行き、「大臣、次官はこんなことを言われています」と報告しないでますることができるでしょうか。もちろん、そのような報告をしないなんていうことは考えられません。しかし、そのような報告をする代わりに、彼は、別の人のところへ、あるいは、ライヒ国防省へ行かれたらいいのです。この人は、アベック次官が深く信頼しており、この会談にも列席させられた人でした。この人は、アベック次官との会談の後に、今一度この社会的で、物分りのよい共産党の指導者と会談がしたいとみずから提案した人でありました。しかも、この人は、この会談の後で、アベック次官に「次官が、彼らに言われたことは非常に適切なものでした」と述べた人でもあるのです。彼が、ゼーベリング大臣のところへ出掛けて、アベックがこれこれのことを述べたと報告してれば、アベックが即座に解職されていたことは自明のことでしょう。それというのも、このような発言は、ゼーベリング大臣のこれまでの政策とまったく反対のものだからです。もつとも、急に精神病にでも掛からないかぎり、アベックがそんなことを言うとはとても考えられません。もちろんのことですが、ア

ベックはそのようなことを言つてはおりません。したがつてまた、デイルもゼーベリングのところへ行つてはいません。そうではなく、デイル氏は、ゼーベリングとは違う人のところへ行きました。その結果、彼が、不当に行動したかどうかはよくわかりませんが、彼は、コミッサール政府によって、なんと中級事務官に昇進させてもらつたのです。もつとも、コミッサール政府と言いますが、この時には、まだ警察長官以外にはただひとりの人によつて構成されていたものです。(S26)

〈証拠(2)―グレジンスキーの演説〉さて次にこの第二の非難の第二の証拠と言われているものに進みましょう。それは、グレジンスキー警察長官が、社会民主党員に対して、共産主義者の集会を妨害するなと命ずる演説をしたと言われているものです。この演説を、彼はベルリンでしたことになっています。これは、まったく正しくありません。グレジンスキーは、このような演説を自分の勤務地ではなく、マールブルグでしたのです。それももちろん、選挙運動としてしたのです。すなわち、アルベルト・グレジンスキーが、社会民主党の党员として、その党员によつて選ばれる議員として行動している時のこ

とであります。この演説の重要な文句はここにあります。というのも、グレジンスキー氏は、その演説の後に、その草稿を提出していたからです。その草稿演説で重点において語られたことは、そこに詳しく書かれています。その演説の關係の箇所は、次の点です。

「ここで、同志諸君になお申しあげておきたいことがあります。共産主義者たちは、今日統一戦線を声に大にしてわれわれに呼び掛けています。そして、統一戦線をわれわれに繰り返し提案することを止めようとはしていません。私たちは、この件について共産主義者たちに一切耳を貸さないこともできます。しかし、共産主義者たちが、社会民主主義者と統一戦線を作るという意志をもつにいたったことは、彼らが、ここ数年において採用したものの内でもっともよい決定といふべきでしょう。すなわち、彼らは、社会主義的意味と民主主義的意味におけるドイツ共和国を作りあげようとするわれわれを手助けしてくれることになるのです。もしその統一戦線が形成されるなら、われわれは、ドイツの労働階級は今あるところよりもはや一歩も後退

しないですむと言いうることになると思われます。」
さらに彼は、続けています。

「しかも、彼らの意図がどうあるうともです。もちろん、統一戦線という問題は、決して簡単に拒否されるべきものではありません。しかし、同志諸君、私の考えでは、答えはそれほどに難しいことではないと思います。例えば、私なら、次のように答えたいと思います。すなわち、共産主義者と、社会民主主義者とは、相互にあらゆる攻撃を停止すべきである、すなわち、お互いを攻撃することを止めるべきである、と。……」

お聞きのとおり、グレジンスキーは、労働者に対する労働者の態度について語っているのです。彼は、決して平和を攪乱する者に対する政府の態度について語っているわけではありません。さらに彼は、続けて語っています。

「さらに、お互いに演説やパンフレット、議会における討論などで、相互に事態を悪くするようなことを止めるべきであります。みなさんは、どのようにしてファシストの敵に対するかという本来の任務に、すべてのエネルギーを集

中すべきです。いわば、われわれは、一体だが、もつとも正しい、もつとも有効な、しかも、もつとも合法的な手段によりつつ、もつともよい目的に到達することができるかという、一種の競争に誘われているようなものです。もちろん、労働者は、その時に際して、一番模範的なやり方でこの課題を果たそうとするものに賛成するでしょう。私は、この競争において、「共産主義者ではなく、統一戦線である」鋼鉄戦線が勝利を獲得すると確信しております。これがために、私は、鋼鉄戦線こそ、真の統一戦線であると結論づけることができると考えます。」

これがグレジンスキーの演説です。そして、この政党の集会という微妙な状況においてなされたこの演説に、これ以上の注釈を加える必要はないのかと私は考えます。この勤務地以外でなされた警察長官の演説の一体どこにプロイセン・ラントに対する義務違反が存在するのか、私たちにはまったく理解できません。それにもしそこに義務違反があるとすれば、シュライヴァ商工相、シュミット法相もこの演説へのかかわりを問題とされなければならなくなるでしょう。もちろん、彼ら

に対して、そのような非難はまったく提起されておりませんが。
(S26)

〈ライヒ政府による証拠捜し〉さてこのような状況にあって、ライヒ政府は御自分の行為をどのようにして根拠づけようとしたのでしょうか。ライヒ政府は、権力を掌握した後に、今や自分たちが自由に用いることのできるプロイセン・ラント政府の文書を調査しました。その熱心さは、それだけの努力が別の方面に向けられたら本当によいことであつたらうと思われるほどでした。その調査の目的は、プロイセン・ラントを非難することのできるものがどこかにありはしないかということでした。この時に、ライヒ政府は、プロイセン・ラント政府に有利になるものはすべて脇に置いておきました。例えば、プロイセン・ラント政府がライヒに対して模範的な忠誠をもってきたことを確認している、ライヒ大統領やこれまでのライヒ政府の手紙や覚え書のたぐいです。ライヒ政府は、自分の非難を根拠づけることのできるようなものを、時としてはその前後関係を無視しても探りだそうとしました。ライヒ政府は、官吏や警察官を召喚し、明日クビになるかも知れない、あるいは、飛ばされ

るかもしれないということを持ちながら、次のように尋ねました。「あなたは、共産党に対してどのような態度をとってききましたか。あなたは、これまで自分が勤務していた前の大臣たちの態度はどのようなであったと思いますか。」これに対して、官吏たちは、次のように答えています。「もちろん、私は、共産党のテロ行為に対しては断固とした処置を取らねばならぬといいつも考えておりました。私は、かつて、ただ一度だけですが、このように提案したことがあります。しかし、この提案は採用されませんでした。」と。——そして、多くの場合、それも実に残念なことですが、まさに多くの場合にあったことですが、官吏たちは、次のように付け加えております。「大臣は、このような提案を正当であると御考えにならない理由をちゃんとお持ちでした」と。こういうことは、ほんの偶然に生じたことでしょうか。それにしても、このような申し立てがあつたといふことは、一般的に言えば、実に恥ずかしいことです。もちろん、この時に官吏たちは、この当時のプロイセン・ラント政府のお気に入りやライヒ政府の意に反して、国民社会主義者たちを支持するようなことを言わないように監視されていきました。

とりわけ、この国民社会主義者たちに反対するようなことを語るように監視されていたのです。このようにして聞きこまれたことが、この訴訟を根拠づけるものとして今利用されているのです。そのことについて、黙っていては無意味でしょう。ドイツ歴史上、これに似たような事件をあげることはほとんどできません。私は、革命の時代をライヒ首相府で経験し、その後内務省に勤務いたしました。エーペルトやハーゼはもちろん、人民委員政府の共産主義者の委員ですらも、われわれ官吏に対して、われわれが以前に採った政策に対して反対のことを述べるように求めはしませんでした。もちろん、あるいは、多くの人々が驚かれるかも知れませんが、「どこかに社会民主党に不利になるような文書がないかね」などと尋ねられたこともありませんでした。もしそのような文書が出てきた時には、おそらく照会がなされるでしょう。しかし、だからといって、官吏がそれについて職務上叱責されるということはありません。官史が、自分の勤務していた大臣について、その大臣の離任直後に、何ごとか供述するように強制されたのは、実に今回が初めてです。これは、ドイツ歴史における幕間劇とも

言うべきものでしょう。しかも、これは、ライヒ・コミッサールやライヒ政府自身にとつても、決して歓迎すべきものではないような性質のものである、と私は信じております。もちろん、ライヒ・コミッサールやライヒ政府の方々は、これ以外に自分たちの主張を根拠づけるやり方がなかったのだと言われるでしょう。しかし、このような陰惨な出来事がまもなく終了するであろうと述べることができると、ドイツ官僚制のために、私は信じております。

このようにしてなお、いくつかの非難が付け加えられることになりました。すなわち、ラント議会の議院規則の改正、ラント首相の選出についてのラント議会の拒否、ベルリン警察長官による武器携帯証の目的外の発行、国家財政を政党のために支出したと言われていること。この内、特に最後のものは、ただちにわれわれの文書において反駁されておりますし、特定の政党のために国家財政を支出するなどまったく問題ととならないものです。われわれは、これらの問題がすべて、ライヒに対するプロイセン・ラントの義務違反という問題とまったく関係のないものであり、それらは別のところで議論されるべきものであ

ると、詳細に述べました。私たちは、七月二〇日になされたことの根拠づけとして、それから一四日も後になって捜しだされたものを理由として用いることはできないと主張しつづけております。(S27)

〈ラント議会の議院規則の改正〉特に注目すべきは、ラント首相の選出についてのラント議会の議院規則の改正にかかわる非難です。私は、この問題については、まったく当法廷において議論しようとは思いません。大体この訴訟において、そもそもそのことにかかわる必要があるのかどうかすら疑わしいと考えております。ここでは、ただライヒの最初の文書から、以下の文章を引用するだけだと思います。

「この事件——すなわち、国民社会主義者たちが、少数派であるにもかかわらず、政権を掌中にしようとすることを、ラント議会の議院規則を改正することによって阻止しようとした事件のことですが——は、その他の多くのものと同じように、元来プロイセン・ラントの政策の方向を決定し、公の安全と秩序の維持を任務としている人々が、自分たちの党派の権力的地位を安定させ、それを永続化するために、

現に存在する規定を無条件に平等に、適正に適用するべきところを、ねじまげて運用していたことを示すものである。」

そのようなことは、そこで言われている人々にはまったく関係のないことです。それらの人々も、新しい政府が合法的に成立するならば、それを歓迎したでありましょう。しかし、それらの人々は、国民社会主義者という少数派に権力をすべて委託するのは、自分たちの責任を果たすものではないと考えたのです。その根拠づけは、一九三二年八月一三日に、ライヒ大統領が考えられたのとまさに同じものでした。先の文書は、なおつづけています。

「プロイセン・ラント、すなわち、ドイツにおいてもっとも重要なラントにおいては、その時々々の政府を形成する諸政党は、自分たちの政党の力を守るためと、その政治的な地位にできるだけ長く止まるために、国家の権限を利用しており、これがために、政権を執るということは非常に大きな政治的意味をもっていた。そして、新しい強力な運動が合法的なやり方で貫徹することができるといふ保証が

粉々になって存在しなくなり、ただそれぞれの政府を形成している政党は自分の権力の維持のためにのみ国家権力を利用しようとしているという印象の強いところでは、政党の闘争はますます激しくなるであろう。まさにそのような手練手管や公的に権力を利用できるということを不当に利用することが、政治的には挑発的に作用し、公的生活を全面的に危機に瀕せしめるにいたつたのである。」

これを、まさにライヒ政府が書いているのです。すなわち、八月一三日に、ヒトラーに政権を譲ることを拒否した、あの政府がです。さらに、ライヒ議會を解散するという公的に認められた手段を用いて、「新しい強力な運動が合法的なやり方で貫徹しようとした」ライヒ議會における決議の成立を阻止した、そのライヒ政府がです。平等な機会ということについて申しあげるべきことは、既に私は、当法廷において引用いたしましたカール・シュミット氏の叙述に充分表現されていると考えます。あのことは、学者という非常に大所高所から語られたものでした。

ここに提出されました非難はすべて、事実によって根拠づけ

られうるものはまったくありません。それらは、大体正しくないものか、あるいは、ラントの義務にかかわるものではなく、せいぜい政治的な裁量の問題にかかわるものにすぎません。しかも、そのすべての出来事があるかな過去のことからです。にもかかわらず、それらは、プロイセン・ラント政府を解任するために突如として利用されるにいたつたのです。これらのことらについて、法的根拠づけが欠けているという点については、なお後に詳しく申しあげたいと思います。ここでは、ただこれらのことがらには事実上の根拠づけすらも欠けているという点だけを申しあげておけば充分だと思えます。

さて裁判長、私は、これから事実上の経過について、以上とは別の、今ひとつの重要な点について申しあげたいと思います。すなわち、七月二〇日以後におけるコミッサール政府の行動について申しあげたいと思います。(S28) 私は、この点につき具体的なことがらを語ろうとするわけではありません。そうではなく、私は、このコミッサール政府がどのような権利をもつものか、とりわけ、官吏の罷免などについて申しあげたいと思います。ところで、この弁論は必然的に小々長くなると思いま

すが、裁判長は、私の弁論の後に、休みをとるおつもりでしょうか、あるいは、休憩をとった後に、私の弁論を行うことになさいますでしょうか。

ライヒ最高裁判所長官ブムケ博士：ここで、ひとまず休憩をとりたいと思います。

(二時間三〇分の休憩)